

UBS 合併裁定戦略ファンド (SMA専用)

追加型投信／内外／株式

◆この目論見書により行なう「UBS 合併裁定戦略ファンド (SMA 専用)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月25日に関東財務局長に提出しており、2023年12月26日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2023年12月25日
発行者名	: UBSアセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 三木 桂一
本店の所在の場所	: 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
有価証券届出書 (訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	58
第三部【委託会社等の情報】	59
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

UBS 合併裁定戦略ファンド（SMA専用）（以下「ファンド」といいます。）

※当ファンドは、SMA(セパレトリー・マネージド・アカウント)にかかる契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。取得申込者は、販売会社にSMA(セパレトリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

300 億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2023 年 12 月 26 日から 2024 年 6 月 25 日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
公債	年6回 (隔月)	欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ()	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないうファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

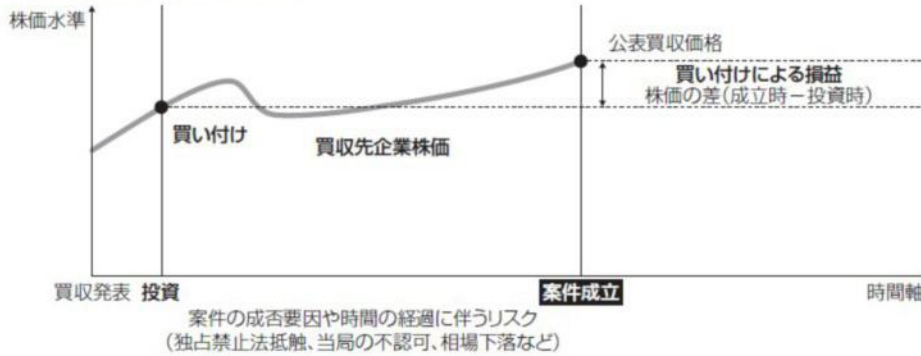
※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

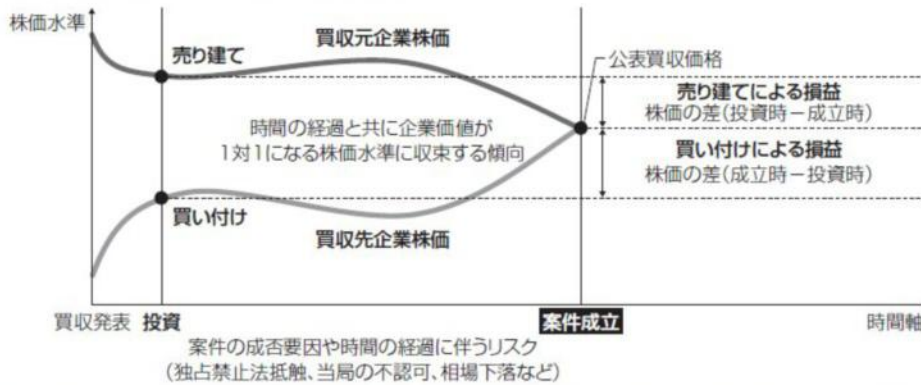
1 主として、世界各国(日本を含みます)の企業の株式^{*}を実質的な主要投資対象とし、公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、または買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てることを基本戦略とします。これにより公表買収価格と案件成立前の株価との差を収益の源泉とし、それらの積み上げにより収益の獲得を目指します。

※関連する上場デリバティブ商品等を活用することがあります。

<現金による合併・買収の場合>



<1対1の株式交換による合併・買収の場合>



※上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。当ファンドにおける合併裁定戦略の投資成果を保証するものではなく、買い付け、または売り建てた株式が予想された値動きをしない場合があります。

※また、上記の株価推移は、一般的な傾向を示したものであり、案件成立までに発生したイベントや市場状況等の影響を受けるため、必ずしも上記例示の通り推移することを保証するものではありません。

2 主要投資対象である外国投資信託の運用はUBSグループの資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント・グループ^{*1}に属しているUBS オコーナー・エルエルシー^{*2}が行います。

※1 UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界23の国・地域に約3,800名の従業員を擁し、約172兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2023年6月末現在)

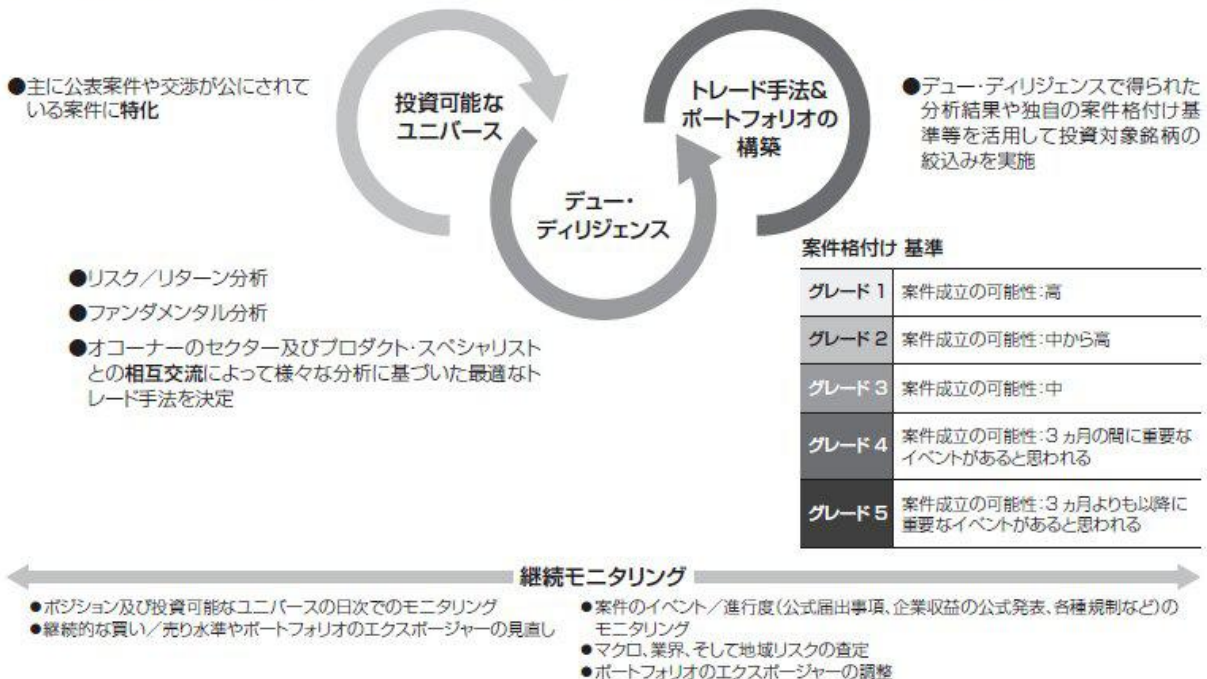
※2 UBS オコーナー・エルエルシーの合併買収裁定戦略運用チームが行います。UBS オコーナー・エルエルシーの運用資産残高は、約89億米ドル(約13,336億円)(2023年10月1日時点)です。

3 外国投資信託において、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。

◎ 運用プロセス

資本構造分析やセクター間の投資機会および投資リスクの特定、案件の格付けと、その見直し等、UBS オコーナー・エルエルシーの豊富な知識を活用した運用プロセスに沿って、ポートフォリオの構築・管理を行っています。

※当該運用プロセスは、UBSオコーナー・エルエルシーによる外国投資信託の運用について記載しています。



2023年9月末現在

◎合併買収裁定戦略運用チーム



2023年9月末現在

◎ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」および「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」(以下「指定外国投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズについて]

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド
形態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることを目指して運用を行います。
主な投資対象	主として世界各国(日本を含みます。)の企業の株式に投資を行います。なお、関連する上場デリバティブ商品等に投資を行うことがあります。
投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー(UBS O'Connor LLC)
投資信託証券の名称	UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

◎ 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。

◎ 分配方針

毎決算時(毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 300 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

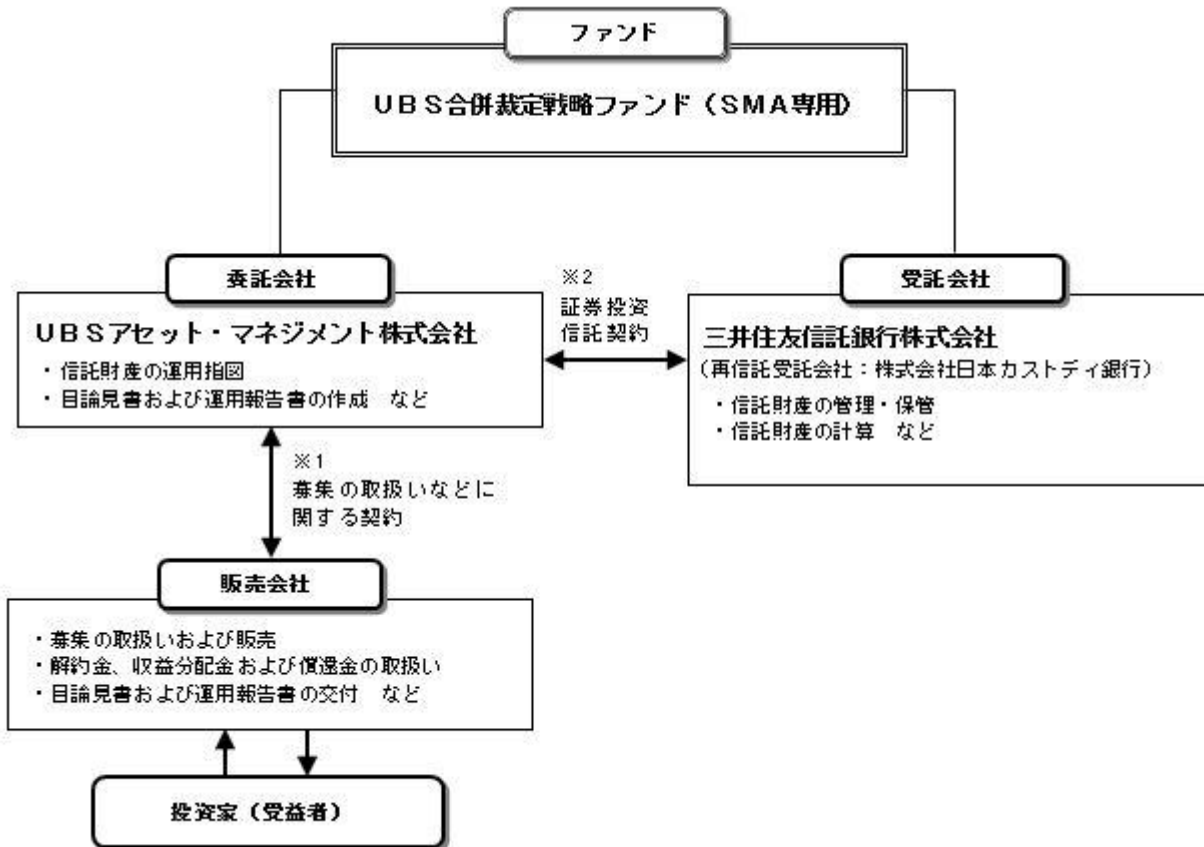
(2) 【ファンドの沿革】

2019 年 10 月 11 日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

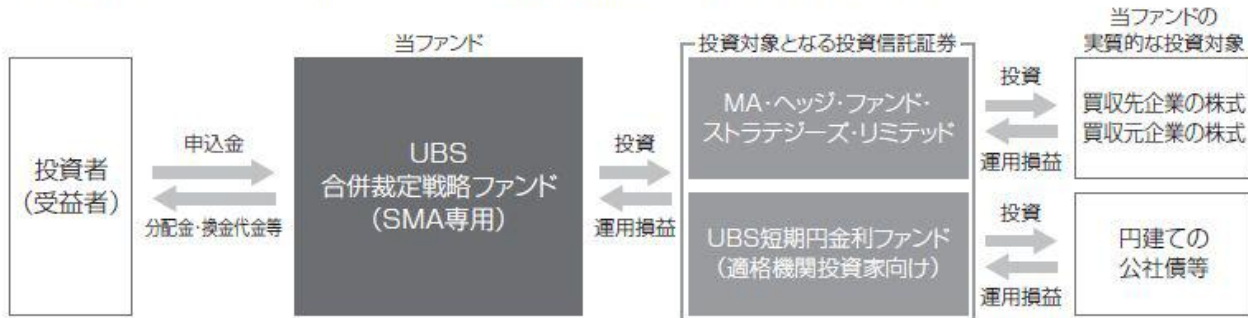
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

- ・当ファンドは、「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」および「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」(以下「指定外国投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズについて]

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



② 委託会社の概況 (2023年9月末現在)

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

- 1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
- 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
- 2000年7月1日 : ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 指定外国投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国（日本を含みます。）の企業の株式に投資を行います。なお、上場デリバティブ商品等に投資を行うことがあります。
- ② 公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、または買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てることを基本戦略とします。なお、関連する上場デリバティブ商品等を活用することがあります。
- ③ 指定外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とします。なお、指定外国投資信託と指定内国投資信託との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 指定外国投資信託において、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。
- ⑤ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

外国投資信託である MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド（以下「指定外国投資信託」といいます。）および国内投資信託である UBS 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます。）の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項 15 号に掲げるものを除きます。）

ハ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として円建ての外国投資信託である MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッドおよび国内投資信託である UBS 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）の投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1) 短期社債等

2) コマーシャル・ペーパー

3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～2)の証券または証書の性質を有するもの

4) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

資金の借入を行うことができます。

◆投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることを目指して運用を行います。
主要投資対象	主として世界各国（日本を含みます。）の企業の株式に投資を行います。なお、関連する上場デリバティブ商品等に投資を行うことがあります。
投資運用会社	UBS オコーナー・エルエルシー（UBS O' Connor LLC）
管理報酬等	① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率 0.60%程度 ④ 成功報酬：月末最終営業日時点の 1 口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の 15% ⑤ 信託財産留保額：なし ⑥ その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。*

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

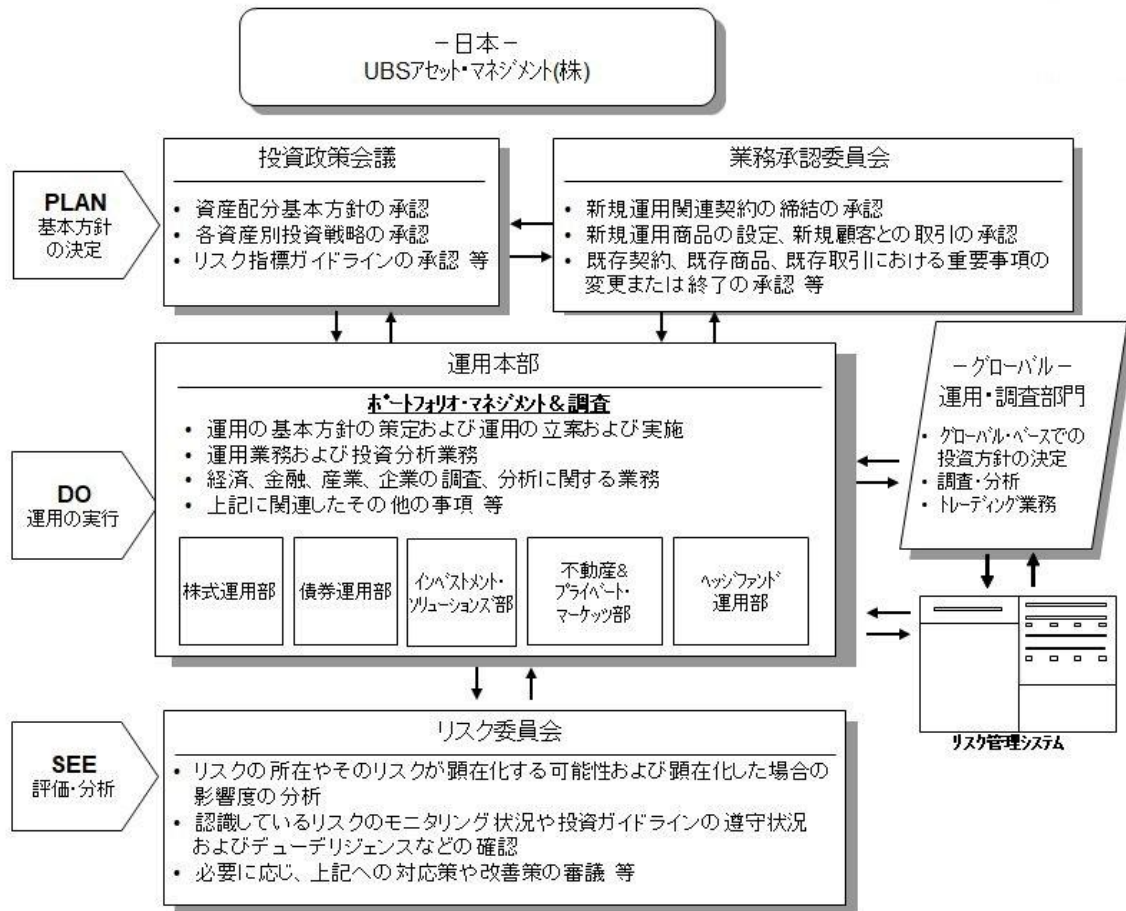
投資信託証券の名称	UBS 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
信託報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：年率 0.044%（税抜年率 0.04%） ④その他費用*：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等
関係会社の名称	委託会社：UBS アセット・マネジメント株式会社

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

注 管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。
上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに關係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、チーフ デジタル&インフォメーション オフィス部長の13名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2023年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、上記1)の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- 3) 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 6) デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 7) 資金の借入れ
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
- 2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。
- 3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 株式の価格変動リスク

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因となります。

② 当ファンドの戦略に係るリスク

- ・ 買い付けたまたは売り建てた合併・買収案件に係る株価の見通しが予測と異なった場合は、基準価額の下落要因となります。
- ・ 銘柄を絞り込み集中投資を行うため、より多くの銘柄に分散投資を行う場合に比べ、銘柄当たりの株価変動による影響が大きくなる可能性があります。
- ・ デリバティブ取引を活用し、取引相手方の債務不履行により損失が発生した場合は、基準価額の下落要因となります。
- ・ 買収先企業の株価は買収価格以上になる可能性は低いいため、株式市場が大きく上昇した場合でも買い付けた株式による収益は限定される場合があります。

③ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、新興国の株式は先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

④ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

⑤ 為替変動リスク

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<その他の留意点>

① クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<投資信託に関する一般的なリスク>

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなかったり、また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

<投資信託に関する一般的な留意事項>

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

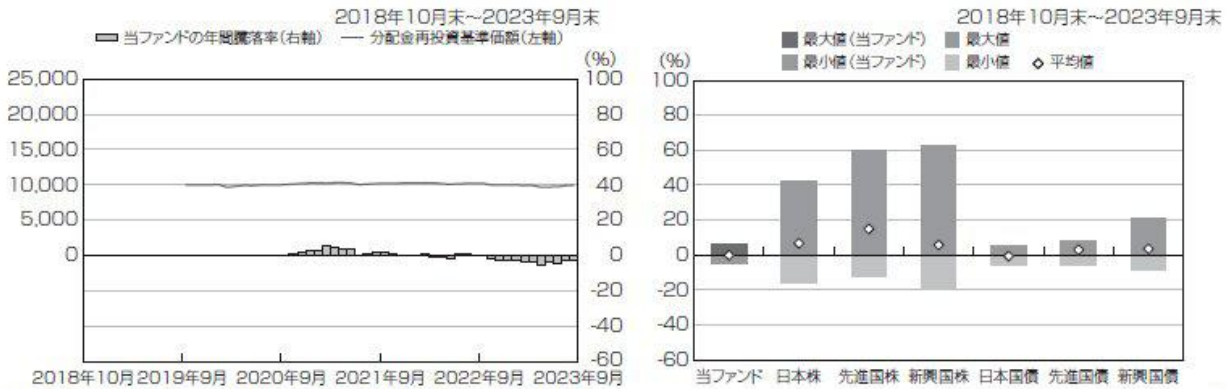
※ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

※上記体制は2023年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2020年10月から2023年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	5.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△4.9	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△0.0	6.8	15.0	5.9	△0.6	3.0	3.5

*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2018年10月から2023年9月の5年間(当ファンドは2020年10月から2023年9月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.209%（税抜 0.19%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.19%	0.04%	0.12%	0.03%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

(ご参考)

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド

管理報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率 0.60% 程度 ④ 成功報酬：月末最終営業日時点の 1 口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の 15% ⑤ 信託財産留保額：なし ⑥ その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。*
-------	--

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資先ファンドの運営に係る実費は、当該投資先ファンドにおいて発生の都度支払われます。

UBS 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：年率 0.044%（税抜年率 0.04%） ④その他費用※：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用 および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に 係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等 相当額等
-------	---

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率 0.60%程度+成功報酬^(注1)（委託会社が試算した概算値）です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率 0.209%（税抜年率 0.19%））を加えた、受益者が負担する実質的な報酬率は純資産総額に対して合計で年率 0.809%程度+成功報酬^(注2)となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

（注1） 月末最終営業日時点の 1 口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の 15%が成功報酬としてかかります。

（注2） 成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。

※当ファンドの委託会社は、投資先ファンドの関係法人（UBS グループの関係会社）との契約に基づき、当ファンドに関連して、当該関係法人が当該投資先ファンドにおいて受取った報酬の一部を受領する場合があります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

① 売買委託手数料

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

② 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

③ 監査報酬

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記③および④の1. から6. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の費用にかかわらず、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。上記③および④の1. から6. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET 含む）等
3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※「(4) その他の手数料等」の内、①および②は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

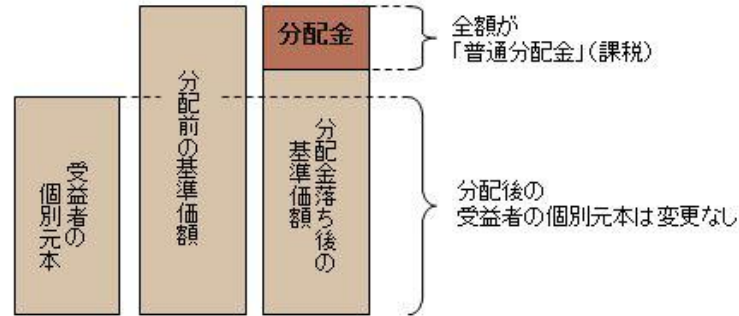
2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

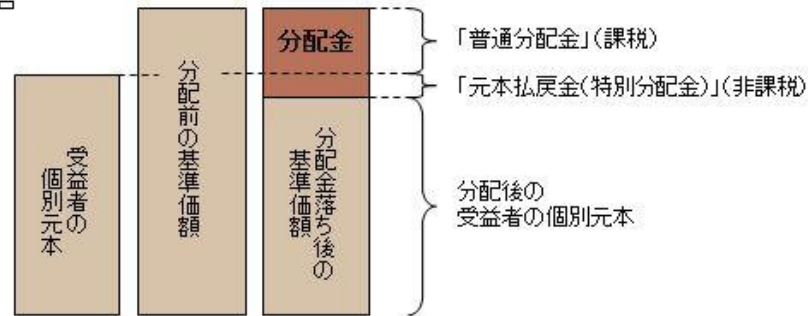
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2023 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2023年9月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,946	0.01
投資証券	ケイマン	140,303,585	97.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,274,327	2.28
合計（純資産総額）		143,587,858	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資証券	MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド	13,926	10,035.41	139,753,119	10,074.93	140,303,585	97.71
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	10,056	0.9891	9,946	0.9891	9,946	0.01

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.01
投資証券	97.71
合計	97.72

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2020年9月25日)	188	188	0.9985	0.9985
第2計算期間末 (2021年9月27日)	166	166	1.0174	1.0174
第3計算期間末 (2022年9月26日)	140	140	1.0191	1.0191
第4計算期間末 (2023年9月25日)	143	143	0.9927	0.9927
2022年9月末日	139	—	1.0202	—
10月末日	230	—	1.0218	—
11月末日	208	—	0.9989	—
12月末日	188	—	0.9982	—
2023年1月末日	177	—	0.9969	—
2月末日	174	—	0.9992	—
3月末日	169	—	0.9911	—
4月末日	179	—	0.9930	—
5月末日	168	—	0.9682	—
6月末日	161	—	0.9727	—
7月末日	148	—	0.9739	—
8月末日	146	—	0.9900	—
9月末日	143	—	0.9966	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	2019年10月11日～2020年9月25日	0.0000
第2期	2020年9月26日～2021年9月27日	0.0000
第3期	2021年9月28日～2022年9月26日	0.0000
第4期	2022年9月27日～2023年9月25日	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1期	2019年10月11日～2020年9月25日	△0.2
第2期	2020年9月26日～2021年9月27日	1.9
第3期	2021年9月28日～2022年9月26日	0.2
第4期	2022年9月27日～2023年9月25日	△2.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額 (分配落ち) に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2019年10月11日～2020年9月25日	261,376,930	72,210,496
第2期	2020年9月26日～2021年9月27日	31,117,085	56,988,594
第3期	2021年9月28日～2022年9月26日	6,900,382	32,483,545
第4期	2022年9月27日～2023年9月25日	132,934,668	125,939,453

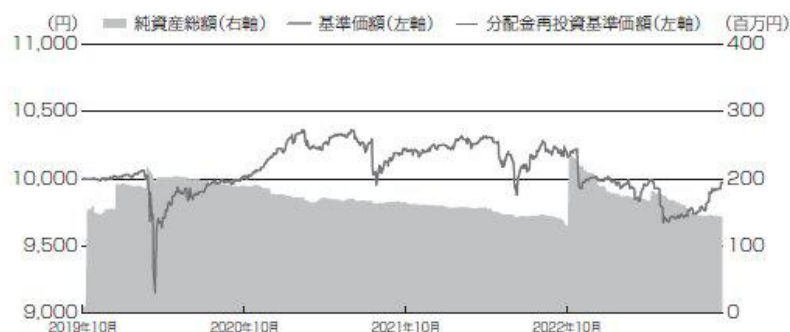
(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2023年9月29日現在)



※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したもとして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2020年9月	0円
2021年9月	0円
2022年9月	0円
2023年9月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(2023年9月29日現在)

資産構成比

銘柄名	構成比
MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド	97.7%
UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)	0.0%
その他現金等	2.3%
計	100.0%

※資産構成比は、各ファンドの純資産総額に占める割合です。

国・地域別構成比率

国・地域	ロング	ショート	グロス	ネット
米国およびカナダ	49.8%	9.8%	59.6%	40.0%
西欧州	5.3%	2.0%	7.3%	3.3%
日本	0.3%	0.0%	0.3%	0.3%
アジア(日本を除く)	0.7%	0.0%	0.7%	0.7%
その他	2.9%	0.0%	2.9%	2.9%
計	59.0%	11.8%	70.7%	47.2%

※国・地域別構成比率は、純資産総額に占める割合です。

※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

上記の運用実績は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

組入上位5ポジションの概要(株式)

	買収先企業	買収元企業	構成比
1	ホライゾン・セラビューティクス	アムジェン	9.2%
2	アクティビジョン・プリザード	マイクロソフト	9.0%
3	シージェン	ファイザー	5.4%
4	ヴィエムウェア	ブロードコム	5.1%
5	ニュー・レリック	フランススコパートナーズ 及びTPG	4.1%

※構成比は、純資産総額に占める買収先企業のロングポジションの割合です。上記の運用実績は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。また、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

案件グレード別構成比

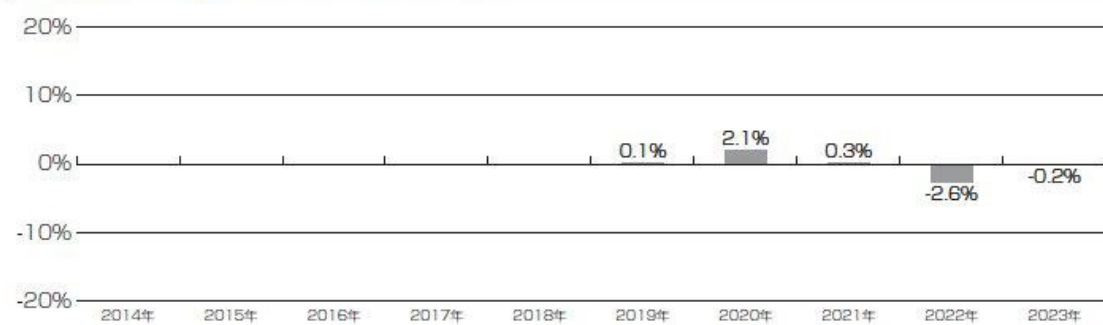
案件グレード	当月末
1	30.6%
2	15.3%
3	47.2%
4	6.8%
5	0.2%

※案件グレード別構成比は、ロングポジション全体に対する各グレードの比率を表示しております。

案件格付け 基準

グレード1	案件成立の可能性:高
グレード2	案件成立の可能性:中から高
グレード3	案件成立の可能性:中
グレード4	案件成立の可能性:3ヶ月の間に重要なイベントがあると思われる
グレード5	案件成立の可能性:3ヶ月よりも以降に重要なイベントがあると思われる

年間収益率の推移(2023年9月29日現在)



※2019年については、当初設定日(2019年10月11日)から年末までの騰落率、2023年は年初から9月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

※当ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)にかかる契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。取得申込者は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、もしくはケイマンの銀行の休業日（以下「海外市場の休業日」といいます。）に該当する場合および取得申込日の翌営業日が海外市場の休業日に該当する場合は、原則として取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位（当初元本1口＝1円）

販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、取得の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、もしくはケイマンの銀行の休業日（以下「海外市場の休業日」といいます。）に該当する場合および解約請求日の翌営業日が海外市場の休業日に該当する場合は、原則として解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限
該当事項はありません。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位
販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して 7 営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
 - ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消することができます。
 - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

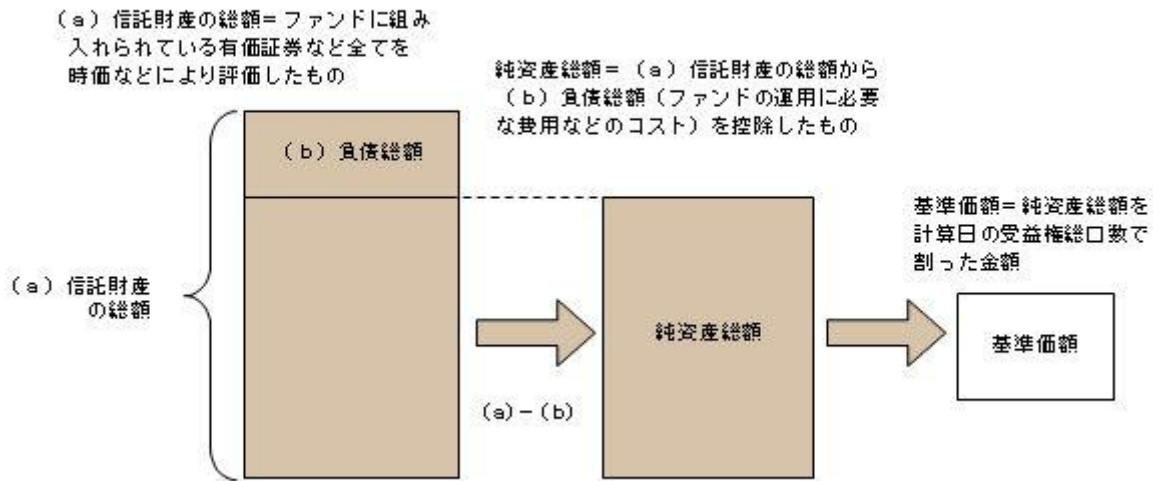
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号 : 03-5293-3700 (営業日の 9:00-17:00)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2029年9月25日までとします(2019年10月11日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しない事となる場合
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

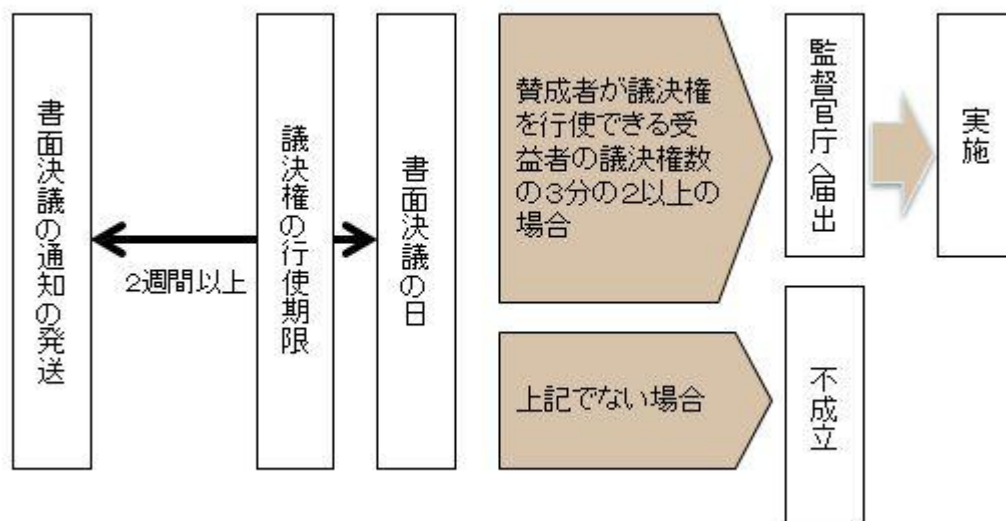
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
- ・ 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・ 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
 - ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>
- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・ 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2022年9月27日から2023年9月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月8日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS合併裁定戦略ファンド（SMA専用）の2022年9月27日から2023年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS合併裁定戦略ファンド（SMA専用）の2023年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【UBS合併裁定戦略ファンド（SMA専用）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2022年9月26日現在	当期 2023年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,365,655	1,399,980
投資信託受益証券	9,959	9,946
投資証券	138,649,757	141,449,123
未収入金	1,010,000	1,700,000
流動資産合計	142,035,371	144,559,049
資産合計	142,035,371	144,559,049
負債の部		
流動負債		
未払金	10,000	-
未払解約金	1,471,227	666,532
未払受託者報酬	24,211	26,356
未払委託者報酬	129,060	140,511
未払利息	6	4
その他未払費用	63,099	68,847
流動負債合計	1,697,603	902,250
負債合計	1,697,603	902,250
純資産の部		
元本等		
元本	137,711,762	144,706,977
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,626,006	△1,050,178
（分配準備積立金）	1,932,671	943,389
元本等合計	140,337,768	143,656,799
純資産合計	140,337,768	143,656,799
負債純資産合計	142,035,371	144,559,049

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2021年9月28日 至 2022年9月26日		自 2022年9月27日 至 2023年9月25日	
営業収益				
有価証券売買等損益		775,747		△5,400,647
営業収益合計		775,747		△5,400,647
営業費用				
支払利息		2,294		4,273
受託者報酬		50,480		57,082
委託者報酬		269,078		304,299
その他費用		129,087		151,257
営業費用合計		450,939		516,911
営業利益又は営業損失(△)		324,808		△5,917,558
経常利益又は経常損失(△)		324,808		△5,917,558
当期純利益又は当期純損失(△)		324,808		△5,917,558
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		122,633		△2,651,735
期首剰余金又は期首欠損金(△)		2,846,908		2,626,006
剰余金増加額又は欠損金減少額		146,874		1,748,537
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		146,874		1,748,537
剰余金減少額又は欠損金増加額		569,951		2,158,898
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		569,951		2,158,898
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		2,626,006		△1,050,178

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 計算期間末日の取扱い 2022年9月25日が休日のため、前計算期間末日を2022年9月26日としております。このため、当計算期間は364日となっております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2022年9月26日現在	当期 2023年9月25日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	137,711,762口	144,706,977口
2.	元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,050,178円です。
3.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0191円 (10,191円)	0.9927円 (9,927円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2021年9月28日 至 2022年9月26日		当期 自 2022年9月27日 至 2023年9月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 202,628円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 693,335円	C	収益調整金額 1,166,299円
D	分配準備積立金額 1,730,043円	D	分配準備積立金額 943,389円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,626,006円	E	当ファンドの分配対象収益額 2,109,688円
F	10,000口当たり収益分配対象額 190円	F	10,000口当たり収益分配対象額 145円
G	10,000口当たり分配金額 0円	G	10,000口当たり分配金額 0円
H	収益分配金金額 0円	H	収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2021年 9月 28日 至 2022年 9月 26日	当期 自 2022年 9月 27日 至 2023年 9月 25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券および投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2022年9月26日現在	当期 2023年9月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2022年9月26日現在	当期 2023年9月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△14	△13
投資証券	593,049	△2,786,844
合計	593,035	△2,786,857

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2021年9月28日 至2022年9月26日	当期 自2022年9月27日 至2023年9月25日
	元本の推移	
期首元本額	163,294,925 円	137,711,762 円
期中追加設定元本額	6,900,382 円	132,934,668 円
期中一部解約元本額	32,483,545 円	125,939,453 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利ファンド (適格機関投資家向け)	10,056	9,946	
投資信託受益証券合計		10,056	9,946	
投資証券	MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド	14,095	141,449,123	
投資証券合計		14,095	141,449,123	
合計			141,459,069	

(注)投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第9期決算日（2023年9月19日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	自 2022年9月21日
	至 2023年9月19日
営業収益	
営業収益合計	-
営業費用	
支払利息	1,502
受託者報酬	663
委託者報酬	65
その他費用	40
営業費用合計	2,270
営業利益又は営業損失(△)	△2,270
経常利益又は経常損失(△)	△2,270
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,270
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	-
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△16,721
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△18,991

組入資産明細表 (2023年9月19日現在)

2023年9月19日現在、U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）における組入資産はありません。

ケイマン籍外国投資信託 MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッドの運用状況

当ファンドは、「UBS 合併裁定戦略ファンド (SMA 専用)」が投資対象とする外国投資証券です。

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び有価証券明細表は、2022年12月30日現在の現地 Annual Report からの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。なお、有価証券明細表は当該監査の対象外であり、未監査ものを掲載しております。

損益計算書

自 2021年12月31日 至 2022年12月30日

米ドル

投資有価証券、デリバティブ取引および外国通貨取引に係る実現および未実現利益（損失）	
投資有価証券および外国通貨取引に係る実現純損失	(1,641,578)
デリバティブ取引および外国通貨取引に係る実現純損失	(5,214,663)
投資有価証券および外国通貨取引に係る未実現評価益（損）の純変動額	(1,546,318)
デリバティブ取引および外国通貨取引に係る未実現評価益（損）の純変動額	3,398,108
投資有価証券、デリバティブ取引および外国通貨取引に係る純損失	(5,004,451)
投資収益	
利息	793,088
配当金（外国源泉徴収税控除後 \$82,265）	751,501
投資収益合計	1,544,589
費用	
利息	354,486
配当金	103,196
運用管理報酬	473,932
運用報酬	11,303
管理費用	46,304
その他	163,785
費用合計	1,153,006
投資純利益	391,583
純資産の純変動額	(4,612,868)

2022年12月30日現在の有価証券明細表（未監査）

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
債券					
転換社債					
307,000.000	ZENDESK INC 0.625% 06/15/25 CVT	USD	99.8200	306,447.40	306,447.40
	転換社債小計				306,447.40
社債					
-285,000.000	BORGWARNER INC 3.375% 03/15/25	USD	95.8882	-273,281.49	-273,281.49
362,000.000	BORGWARNER INC 5.000% 10/01/25 SR:144A	USD	98.1713	355,379.94	355,379.94
27,000.000	CONNECT FINCO SARL/CONN 6.750% 10/01/26 SR:144A	USD	92.8820	25,078.13	25,078.13
349,000.000	COVANTA HOLDING CORP 5.000% 09/01/30	USD	80.9713	282,589.83	282,589.83
215,000.000	HORIZON THERAPEUTICS USA 5.500% 08/01/27 SR:144A	USD	102.0324	219,369.72	219,369.72
533,000.000	IAA INC 5.500% 06/15/27 SR:144A	USD	97.7074	520,780.38	520,780.38
-204,000.000	INTERCONTINENTALEXCHANGE 3.750% 09/21/28	USD	94.5501	-192,882.21	-192,882.21
80,000.000	INTERCONTINENTALEXCHANGE 4.000% 09/15/27	USD	96.6706	77,336.46	77,336.46
114,000.000	INTERCONTINENTALEXCHANGE 4.350% 06/15/29	USD	96.6861	110,222.11	110,222.11
1,172,000.000	VALVOLINE INC 4.250% 02/15/30 SR:144A	USD	97.1913	1,139,081.51	1,139,081.51
2,000.000	WR GRACE HOLDING LLC 5.625% 08/15/29 SR:144A	USD	80.9770	1,619.54	1,619.54
	社債小計				2,265,293.92
国債					
-96,600.000	US TREASURY N/B 0.375% 01/31/26	USD	89.0742	-86,045.68	-86,045.68
-52,800.000	US TREASURY N/B 3.875% 09/30/29	USD	99.5391	-52,556.64	-52,556.64
-59,000.000	US TREASURY N/B 4.125% 09/30/27	USD	100.5430	-59,320.37	-59,320.37
	国債小計				-197,922.69
	債券小計				2,373,818.63
株式					
米国預託証券					
3,734.000	RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	USD	74.7600	279,153.84	279,153.84
16,647.000	SILICON MOTION TECHNOL-ADR	USD	64.9900	1,081,888.53	1,081,888.53
	米国預託証券小計				1,361,042.37
普通株式					
43,615.000	IIA_LR=AT	EUR	0.0000	0.00	0.00
54,500.000	HITACHI METALS LTD	JPY	2,177.0000	118,646,500.00	904,869.59
8,000.000	TOSHIBA CORP	JPY	4,603.0000	36,824,000.00	280,841.97
10,400.000	HITACHI TRANSPORT SYSTEM LTD	JPY	8,890.0000	92,456,000.00	705,125.08
387,971.000	AABA_ESCROW	USD	3.8000	1,474,289.80	1,474,289.80
1,145.000	ARES ACQUISITION CORP-A	USD	10.0700	11,530.15	11,530.15
1,050.000	ARMADA ACQUISITION CORP I	USD	10.1200	10,626.00	10,626.00
17,534.000	ATLAS AIR WORLDWIDE HOLDINGS	USD	100.8000	1,767,427.20	1,767,427.20
10,910.000	ABMD US_Dummy CVR_35 USD Cash	USD	2.0000	21,820.00	21,820.00
294.000	ATLANTIC COASTAL ACQUISITI-A	USD	10.0150	2,944.41	2,944.41
750.000	ASCENDANT DIGITAL ACQU-CL A	USD	10.3200	7,740.00	7,740.00
1,206.000	ACCEL ENTERTAINMENT INC	USD	7.7000	9,286.20	9,286.20
15,790.000	ACHILLION PHARMACEUTICALS INC	USD	0.6000	9,474.00	9,474.00
1,495.000	INDEPENDENCE HDS CORP-CL A	USD	10.0800	15,069.60	15,069.60
1,794.000	ACROPOLIS INFRASTRUCTURE - A	USD	9.9500	17,850.30	17,850.30
1,619.000	ANTHEMIS DIGITAL ACQUISITION	USD	10.2600	16,610.94	16,610.94
746.000	AUTHENTIC EQUITY ACQUISITI-A	USD	10.1100	7,542.06	7,542.06
1,500.000	ALTENERGY ACQUISITION CORP-A	USD	10.1700	15,255.00	15,255.00
4,529.000	AFTERNEXT HEALTHTECH ACQUI-A	USD	10.0200	45,380.58	45,380.58
1,495.000	AGILE GROWTH CORP-A	USD	10.0900	15,084.55	15,084.55
1,176.000	AHREN ACQUISITION CO-CLASS A	USD	10.2350	12,036.36	12,036.36
15,550.000	ALTRA INDUSTRIAL MOTION CORP	USD	59.7500	929,112.50	929,112.50
1,500.000	ALTC ACQUISITION CORP-CL A	USD	9.9200	14,880.00	14,880.00
1,275.000	ALSP ORCHID ACQUISITION-CL A	USD	10.2300	13,043.25	13,043.25
2,250.000	AMCI ACQUISITION CORP II-A	USD	9.9800	22,455.00	22,455.00
1,747.000	ARCTOS NORTHSTAR ACQUISIT-A	USD	10.0900	17,627.23	17,627.23
1,344.000	ANZU SPECIAL ACQUISITION -A	USD	10.0200	13,466.88	13,466.88
735.000	AROGO CAPITAL ACQUISITION -A	USD	10.1300	7,445.55	7,445.55
750.000	STONEBRIDGE ACQUISITION CORP	USD	10.2700	7,702.50	7,702.50
882.000	AP ACQUISITION CORP-A	USD	10.3200	9,102.24	9,102.24
1,497.000	APOLLO STRATEGIC GROWTH-CL A	USD	10.0200	14,999.94	14,999.94
750.000	AXONPRIME INFRASTRUCTURE-A	USD	9.9000	7,425.00	7,425.00
900.000	APEIRON CAPITAL INVESTMENT-A	USD	10.2600	9,234.00	9,234.00
1,200.000	ALPHA PARTNERS TECHNOLOGY-A	USD	10.0300	12,036.00	12,036.00
882.000	APX ACQUISITION CORP I	USD	10.2750	9,062.55	9,062.55

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
1,200.000	ARTEMIS STRATEGIC INVES-CL A	USD	10.2100	12,252.00	12,252.00
588.000	ARYA SCIENCES ACQUISITION -A	USD	10.0900	5,932.92	5,932.92
1,196.000	ALTIMAR ACQUISITION CORP-A	USD	10.0700	12,043.72	12,043.72
-75,770.000	ATLAS COPCO AB-A SHS	SEK	123.1000	-9,327,287.00	-894,420.70
86,569.000	ATLAS COPCO AB-B SHS	SEK	111.1000	9,617,815.90	922,280.32
80,114.000	ACTIVISION BLIZZARD INC	USD	76.5500	6,132,726.70	6,132,726.70
750.000	AVALON ACQUISITION INC-A	USD	10.2500	7,687.50	7,687.50
-1,787.000	BROADCOM INC	USD	559.1300	-999,165.31	-999,165.31
750.000	ACHARI VENTURES HOLDINGS COR	USD	10.2200	7,665.00	7,665.00
1,500.000	BLOCKCHAIN COINVESTORS -CL A	USD	10.2400	15,360.00	15,360.00
735.000	BATTERY FUTURE ACQUISITION-A	USD	10.2700	7,548.45	7,548.45
1,451.000	BUILD ACQUISITION CORP-A	USD	10.0200	14,539.02	14,539.02
255.000	CRIXUS BH3 ACQUISITION CO-A	USD	10.0500	2,562.75	2,562.75
4,316.000	BIOHAVEN LTD	USD	13.8800	59,906.08	59,906.08
1,470.000	BIOPLUS ACQUISITION CORP-A	USD	10.2200	15,023.40	15,023.40
1,800.000	BLUEACACIA LTD - CLASS A	USD	10.0600	18,108.00	18,108.00
453.000	BELONG ACQUISITION CORP-A	USD	9.8900	4,480.17	4,480.17
1,500.000	BLUERIVER ACQUISITION CORP-A	USD	10.0900	15,135.00	15,135.00
1,350.000	BLACK MOUNTAIN ACQUISITION-A	USD	10.2000	13,770.00	13,770.00
31,990.000	BRISTOL-MYERS SQUIBB-CVR	USD	1.3000	41,587.00	41,587.00
1,764.000	BLUE OCEAN ACQUISITION COR-A	USD	10.2800	18,133.92	18,133.92
1,176.000	BULLPEN PARLAY ACQUISITION-A	USD	10.2400	12,042.24	12,042.24
1,544.000	BEARD ENERGY TRANSITION AC-A	USD	10.1900	15,733.36	15,733.36
519.000	B RILEY PRINCIPAL 250 MERG-A	USD	9.9600	5,169.24	5,169.24
882.000	BURTECH ACQUISITION CORP-A	USD	10.1600	8,961.12	8,961.12
735.000	BANYAN ACQUISITION CORP-A	USD	10.2100	7,504.35	7,504.35
1,195.000	BYTE ACQUISITION CORP - A	USD	10.0800	12,045.60	12,045.60
2,100.000	CHAIN BRIDGE I-A	USD	10.2800	21,588.00	21,588.00
750.000	CACTUS ACQUISITION CORP 1 LT	USD	10.2600	7,695.00	7,695.00
1,598.000	CHURCHILL CAPITAL CORP V-A	USD	9.9400	15,884.12	15,884.12
2,503.000	CHURCHILL CAPITAL CORP VI-A	USD	9.9950	25,017.49	25,017.49
1,176.000	CF ACQUISITION CORP VII-CL A	USD	10.2000	11,995.20	11,995.20
1,781.000	CF ACQUISITION CORP IV-CL A	USD	10.2200	18,201.82	18,201.82
750.000	CATCHA INVESTMENT CORP-A	USD	10.0900	7,567.50	7,567.50
1,800.000	CIIG CAPITAL PARTNERS II-A	USD	10.1900	18,342.00	18,342.00
662.000	CARTICA ACQUISITION CORP-A	USD	10.3700	6,864.94	6,864.94
1,495.000	COLONNADE ACQUISITION CORP-A	USD	10.0700	15,054.65	15,054.65
1,500.000	COLOMBIER ACQUISITION CORP-A	USD	9.9400	14,910.00	14,910.00
722.000	CLEAN EARTH ACQUISITIONS -A	USD	10.1000	7,292.20	7,292.20
1,470.000	CAPITALWORKS EMERGING M-CL A	USD	10.3300	15,185.10	15,185.10
572.000	CONCORD ACQUISITION CORP -A	USD	9.9450	5,688.55	5,688.55
1,050.000	CONCORD ACQUISITION CORP -A	USD	10.1900	10,699.50	10,699.50
504.000	CORSAIR PARTNERING CORP -A	USD	10.0000	5,040.00	5,040.00
23,287.000	COUPA SOFTWARE INC	USD	79.1700	1,843,631.79	1,843,631.79
11,384.000	COWEN INC - A	USD	38.6200	439,650.08	439,650.08
9,510.000	CONYERS PARK III ACQUISITI-A	USD	9.8961	94,111.91	94,111.91
1,156.000	COUNTER PRESS ACQUISITION CO	USD	10.2600	11,860.56	11,860.56
2,955.000	CATALYST PARTNERS ACQ-A	USD	10.0750	29,771.62	29,771.62
596.000	CROWN PROPTECH ACQUISITION-A	USD	10.1100	6,025.56	6,025.56
305.000	CALIFORNIA RESOURCES CORP	USD	43.5100	13,270.55	13,270.55
750.000	CORAZON CAPITAL V838 MONOC-A	USD	10.0800	7,560.00	7,560.00
735.000	CONSILIUM ACQUISITION CORP I	USD	10.1200	7,438.20	7,438.20
760.000	CONSTELLATION ACQUISITION-A	USD	10.1100	7,683.60	7,683.60
1,232.000	CARNEY TECHNOLOGY ACQU- CL A	USD	10.2400	12,615.68	12,615.68
2,991.000	CHURCHILL CAPITAL CORP VII-A	USD	9.9700	29,820.27	29,820.27
900.000	DISRUPTIVE CAPITAL ACQUISITI	GBP	10.1000	9,090.00	10,983.45
1,500.000	DECARBONIZATION PLUS ACQUI-A	USD	10.2150	15,322.50	15,322.50
2,206.000	DRAGONEER GROWTH OPP III-A	USD	9.8600	21,751.16	21,751.16
1,495.000	DHC ACQUISITION CORP-A	USD	10.0701	15,054.80	15,054.80
2,213.000	DIAMONDHEAD HOLDINGS CORP-A	USD	10.0500	22,240.65	22,240.65
1,252.000	DISRUPTIVE ACQUISITION COR-A	USD	10.0800	12,620.16	12,620.16
750.000	DEEP LAKE CAPITAL ACQUIS-CLA	USD	10.0900	7,567.50	7,567.50
2,198.000	DMY TECHNOLOGY GROUP INC VI	USD	10.0500	22,089.90	22,089.90
750.000	SOCIAL CAPITAL SUVRETTA HO-A	USD	10.0600	7,545.00	7,545.00
686.000	SOCIAL CAPITAL SUVRETTA HO-A	USD	10.0500	6,894.30	6,894.30
748.000	D AND Z MEDIA ACQUISITION-A	USD	10.0000	7,480.00	7,480.00
2,100.000	DP CAP ACQUISITION CORP-CL A	USD	10.2600	21,546.00	21,546.00
752.000	MACONDRAY CAPITAL AC-CLASS A	USD	10.1900	7,662.88	7,662.88
756.000	DIRECT SELLING ACQUISITION-A	USD	10.2900	7,779.24	7,779.24

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
1,046,000	DIGITAL TRANSFORMATION OPP-A	USD	10.0450	10,507.07	10,507.07
765,000	DTRT HEALTH ACQ CORP-A	USD	10.3600	7,925.40	7,925.40
598,000	EG ACQUISITION CORP-A	USD	9.9700	5,962.06	5,962.06
735,000	FTAC EMERALD ACQUISITION -A	USD	10.0200	7,364.70	7,364.70
750,000	ACCRETION ACQUISITION CORP	USD	10.0800	7,560.00	7,560.00
1,800,000	ENTERPRISE 4.0 TECHNOLOGY AC	USD	10.2800	18,504.00	18,504.00
2,250,000	ELLIOTT OPPORTUNITY II COR-A	USD	10.0800	22,680.00	22,680.00
747,000	EPIPHANY TECHNOLOGY ACQ-CL A	USD	10.0050	7,473.74	7,473.74
1,029,000	EPIC ACQUISITION CORP	EUR	10.0000	10,290.00	11,015.45
748,000	EQ HEALTH ACQUISITION CORP-A	USD	10.0600	7,524.88	7,524.88
1,500,000	ESGEN ACQUISITION CORP-A	USD	10.3400	15,510.00	15,510.00
1,343,000	ESG CORE INVESTMENTS BV	EUR	9.7800	13,134.54	14,060.53
1,495,000	ESM ACQUISITION CORP-A	USD	10.0900	15,084.55	15,084.55
735,000	EVE MOBILITY ACQUISITION C-A	USD	10.3000	7,570.50	7,570.50
4,501,000	EVOLV TECHNOLOGIES HOLDINGS	USD	2.5900	11,657.59	11,657.59
21,189,000	EVO PAYMENTS INC-CLASS A	USD	33.8400	717,035.76	717,035.76
451,000	FREEDOM ACQUISITION I CORP-A	USD	10.1000	4,555.10	4,555.10
750,000	FAT PROJECTS ACQUISITION COR	USD	10.1400	7,605.00	7,605.00
1,500,000	FORTRESS CAPITAL ACQUISIT-A	USD	10.1000	15,150.00	15,150.00
750,000	FINTECH ECOSYSTEM DEVELOPM-A	USD	10.2500	7,687.50	7,687.50
1,156,000	FG ACQUISITION CORP-CL A	USD	9.9000	11,444.40	11,444.40
722,000	FG MERGER CORP	USD	10.1900	7,357.18	7,357.18
128,946,000	FIRST HORIZON CORP	USD	24.5000	3,159,177.00	3,159,177.00
1,200,000	FOCUS IMPACT ACQUISITION-A	USD	10.1800	12,216.00	12,216.00
750,000	FRONTIER INVESTMENT CORP -A	USD	10.0200	7,515.00	7,515.00
1,650,000	MARLIN TECHNOLOGY CORP-A	USD	10.1300	16,714.50	16,714.50
1,419,000	FORUM MERGER IV CORP-A	USD	10.0300	14,232.57	14,232.57
675,000	FINNOVATE ACQUISITION CORP-A	USD	10.2600	6,925.50	6,925.50
2,280,000	FAR PEAK ACQUISITION CORP-A	USD	10.0400	22,891.20	22,891.20
588,000	FORBION EUROPEAN ACQUISIT-A	USD	10.3300	6,074.04	6,074.04
748,000	FRONTIER ACQUISITION CORP-A	USD	10.0800	7,539.84	7,539.84
1,147,000	FIRST RESERVE SUSTAINABLE-A	USD	10.0500	11,527.35	11,527.35
1,196,000	FOREST ROAD ACQUISITION CO-A	USD	10.0350	12,001.86	12,001.86
2,251,000	FUSION ACQUISITION CORP II-A	USD	10.0400	22,600.04	22,600.04
3,679,000	FINSERV ACQUISITION CORP-A	USD	10.0550	36,992.35	36,992.35
1,376,000	FTAC ATHENA ACQUISITION CO-A	USD	10.1000	13,897.60	13,897.60
1,244,000	FINTECH EVOLUTION ACQUISIT-A	USD	10.1000	12,564.40	12,564.40
820,000	FTAC PARNASSUS ACQUISITION-A	USD	10.0300	8,224.60	8,224.60
2,952,000	FIFTH WALL ACQUISITION COR-A	USD	10.0400	29,638.08	29,638.08
1,230,000	FAST ACQUISITION CORP II-A	USD	10.0100	12,312.30	12,312.30
725,000	GOLDEN ARROW MERGER CORP-A	USD	10.0150	7,260.88	7,260.88
5,821,000	GENERATION ASIA I ACQUISIT-A	USD	10.1200	58,908.52	58,908.52
1,470,000	GAMES & ESPORTS EXPERIENCE-A	USD	10.3000	15,141.00	15,141.00
1,470,000	GROWTH FOR GOOD ACQUISITION	USD	10.0300	14,744.10	14,744.10
1,650,000	GFJ ESG ACQUISITION I SE - A	EUR	10.2000	16,830.00	18,016.51
1,049,000	GRAF ACQUISITION CORP IV	USD	9.9500	10,437.55	10,437.55
1,176,000	GENESIS GROWTH TECH ACQUIS-A	USD	10.3600	12,183.36	12,183.36
7,350,000	GOES HOLDING IX INC-CL A	USD	9.8700	72,544.50	72,544.50
2,970,000	GESHER I ACQUISITION CORP-A	USD	10.1900	30,264.30	30,264.30
750,000	GALATA ACQUISITION CORP - A	USD	10.2000	7,650.00	7,650.00
638,000	AETHERIUM ACQUISITION CORP-A	USD	10.1800	6,494.84	6,494.84
750,000	GOGREEN INVESTMENTS CORP	USD	10.3800	7,785.00	7,785.00
900,000	GLOBAL PARTNER ACQUISITION-A	USD	10.1100	9,099.00	9,099.00
450,000	G SQUARED ASCEND II INC -A	USD	10.1500	4,567.50	4,567.50
1,199,000	G SQUARED ASCEND I INC-CL A	USD	10.1050	12,115.90	12,115.90
578,000	GSR II METEORA ACQUISIT-CL A	USD	10.1126	5,845.08	5,845.08
750,000	GLOBAL TECHNOLOGY ACQUISIT-A	USD	10.2800	7,710.00	7,710.00
1,200,000	GREEN VISOR FINANCIAL TECH-A	USD	10.3700	12,444.00	12,444.00
746,000	GX ACQUISITION CORP II-A	USD	10.0100	7,467.46	7,467.46
588,000	HCM ACQUISITION CORP-A	USD	10.2600	6,032.88	6,032.88
1,500,000	JAWS HURRICANE ACQUISITION-A	USD	9.9700	14,955.00	14,955.00
1,502,000	HEDOSOPHIA EUROPEAN GROWTH	EUR	9.9000	14,869.80	15,918.12
4,697,000	HEINEKEN NV	EUR	87.8800	412,772.36	441,872.79
-4,785,000	HEINEKEN HOLDING NV	EUR	72.0500	-344,759.25	-369,064.78
1,495,000	FTAC HERA ACQUISITION CORP-A	USD	10.1100	15,114.45	15,114.45
527,000	HH&L ACQUISITION CO -CLASS A	USD	10.1100	5,327.97	5,327.97
882,000	HEARTLAND MEDIA ACQUISITIO-A	USD	10.1700	8,969.94	8,969.94
780,000	HIRO METAVERSE AC-CLASS A-DI	GBP	10.0250	7,819.50	9,448.30
722,000	HNR ACQUISITION CORP	USD	10.2300	7,386.06	7,386.06

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
514.000	EMERGING MARKETS HORIZON -A	USD	10.2200	5,253.08	5,253.08
588.000	HAMBRO PERKS ACQ-CLASS A	GBP	10.1000	5,938.80	7,175.85
5,940.000	HOME PLATE ACQUISITION -CL A	USD	10.0300	59,578.20	59,578.20
300.000	HEALTHWELL ACQUISITION COR-A	USD	9.9100	2,973.00	2,973.00
32,873.000	HORIZON THERAPEUTICS PLC	USD	113.8000	3,740,947.40	3,740,947.40
-6,269.000	IAA INC	USD	40.0000	-250,760.00	-250,760.00
1,500.000	ICONIC SPORTS ACQ CORP-A	USD	10.3400	15,510.00	15,510.00
750.000	INFINT ACQUISITION CORP-A	USD	10.3600	7,770.00	7,770.00
735.000	INCEPTION GROWTH ACQUISITION	USD	10.1300	7,445.55	7,445.55
36,958.000	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	SEK	253.5000	9,368,853.00	898,406.59
-36,957.000	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	SEK	253.0000	-9,350,121.00	-896,610.31
750.000	INTEGRAL ACQUISITION CORP-A	USD	10.1101	7,582.58	7,582.58
1,200.000	INNOVATIVE INTERNATIONAL A-A	USD	10.3000	12,360.00	12,360.00
2,096.000	INTERPRIVATE III FINANCIAL-A	USD	10.1200	21,211.52	21,211.52
1,643.000	INTERPRIVATE IV INFRATECH-A	USD	10.1900	16,742.17	16,742.17
1,200.000	INTELLIGENT MEDICINE ACQUI-A	USD	10.2800	12,336.00	12,336.00
735.000	INDUSTRIAL TECH ACQUISITIO-A	USD	10.1800	7,482.30	7,482.30
600.000	ITQUIRA ACQUISITION CORP-A	USD	10.0900	6,054.00	6,054.00
1,445.000	INVESTCORP INDIA ACQUISITI-A	USD	10.3400	14,941.30	14,941.30
735.000	INVESTCORP EUROPE ACQUISTI-A	USD	10.3000	7,570.50	7,570.50
294.000	SWIFTMERGE ACQUISITION COR-A	USD	10.1300	2,978.22	2,978.22
1,500.000	JUPITER ACQUISITION CORP-A	USD	9.9100	14,865.00	14,865.00
750.000	JATT ACQUISITION CORP - A	USD	10.2100	7,657.50	7,657.50
748.000	JACK CREEK INVESTMENT C-CL A	USD	10.1300	7,577.24	7,577.24
750.000	MAXPRO CAPITAL ACQUISITION-A	USD	10.3600	7,770.00	7,770.00
1,732.000	JAWS JUGGERNAUT ACQUISITIO-A	USD	10.0580	17,420.46	17,420.46
1,800.000	JUNIPER II CORP -CLASS A	USD	10.1700	18,306.00	18,306.00
2,206.000	KENSINGTON CAPITAL ACQ-A	USD	10.1950	22,490.17	22,490.17
735.000	KNIGHTSWAN ACQUISITION COR-A	USD	10.1800	7,482.30	7,482.30
753.000	KHOSLA VENTURES ACQUISITIO-A	USD	9.9550	7,496.13	7,496.13
164.000	LANDCADIA HOLDINGS IV INC-A	USD	10.0200	1,643.28	1,643.28
1,481.000	L CATTERTON ASIA ACQ-CLASS A	USD	10.1000	14,958.10	14,958.10
1,500.000	LEARN CW INVESTMENT CORP-A	USD	10.1000	15,150.00	15,150.00
1,498.000	LDH GROWTH CORP I-CLASS A	USD	10.0700	15,084.86	15,084.86
896.000	LEAD EDGE GROWTH OPPORTUNI-A	USD	10.0700	9,022.72	9,022.72
1,500.000	LF CAPITAL ACQUISITION -CLA	USD	10.2600	15,390.00	15,390.00
2,335.000	LAZARD GROWTH ACQUISITION CO	USD	10.1000	23,583.50	23,583.50
1,500.000	SEMPER PARATUS ACQUISITION-A	USD	10.3300	15,495.00	15,495.00
900.000	LEGATO MERGER CORP II	USD	10.2200	9,198.00	9,198.00
1,200.000	LAMP GLOBAL VENTURES CORP I	USD	10.2500	12,300.00	12,300.00
1,498.000	LEO HOLDINGS CORP II-CLASS A	USD	10.0900	15,114.82	15,114.82
18,742.000	LHC GROUP INC	USD	161.6900	3,030,393.98	3,030,393.98
600.000	LIONHEART III CORP -CLASS A	USD	10.1900	6,114.00	6,114.00
585.000	LOGISTICS INNOVATION TECH-A	USD	9.9513	5,821.51	5,821.51
1,620.000	LIVE OAK CRESTVIEW CLIMATE-A	USD	9.9500	16,119.00	16,119.00
1,510.000	LIVE OAK MOBILITY ACQUISIT-A	USD	10.0550	15,183.06	15,183.06
900.000	LAVA MEDTECH ACQUISITION C-A	USD	10.1900	9,171.00	9,171.00
1,495.000	LEVERE HOLDINGS CORP-A	USD	10.0800	15,069.60	15,069.60
2,600.000	M3-BRIGADE ACQUISITION II-A	USD	10.0200	26,052.00	26,052.00
1,200.000	M3-BRIGADE ACQUISITION -CL A	USD	10.1400	12,168.00	12,168.00
1,350.000	MOUNTAIN & CO I ACQUISITION	USD	10.3800	14,013.00	14,013.00
2,194.000	MDH ACQUISITION CORP -CL A	USD	10.0400	22,027.76	22,027.76
1,497.000	MASON INDUSTRIAL TECHN-CL A	USD	9.9950	14,962.52	14,962.52
750.000	COLISEUM ACQUISITION CORP-A	USD	10.0400	7,530.00	7,530.00
1,500.000	MCLAREN TECHNOLOGY ACQ-A	USD	10.2100	15,315.00	15,315.00
1,029.000	EVEREST CONSOLIDATOR ACQUISI	USD	10.2300	10,526.67	10,526.67
1,200.000	MERCATO PARTNERS ACQUISITI-A	USD	10.2300	12,276.00	12,276.00
1,469.000	MSD ACQUISITION CORP-A	USD	10.0900	14,822.21	14,822.21
722.000	METALS ACQUISITION CORP-CL A	USD	10.0050	7,223.62	7,223.62
1,029.000	MOTIVE CAPITAL CORP II-CL A	USD	10.2300	10,526.67	10,526.67
-6,445.000	MAXLINEAR INC	USD	33.9500	-218,807.75	-218,807.75
5,177.000	NORTH ATLANTIC ACQUISITION-A	USD	10.1100	52,339.47	52,339.47
1,500.000	NEWCOURT ACQUISITION CORP-A	USD	10.2800	15,420.00	15,420.00
1,084.000	NEW ENERGY ONE ACQUISITION	GBP	10.1000	10,948.40	13,228.95
1,500.000	NABORS ENERGY TRANSITION - A	USD	10.2700	15,405.00	15,405.00
1,494.000	INFINITE ACQUISITION CO-CL A	USD	10.2500	15,313.50	15,313.50
578.000	ENPHYS ACQUISITION CORP	USD	10.0300	5,797.34	5,797.34
610.000	NORTHERN GENESIS ACQUISITI-A	USD	10.0400	6,124.40	6,124.40
5,197.000	NEWHOLD INVESTMENT CORP II-A	USD	9.9500	51,710.15	51,710.15

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
6,682,000	NEW PROVIDENCE ACQUISITION-A	USD	10.1700	67,955.94	67,955.94
1,156,000	NUBIA BRAND INTERNATION-CL A	USD	10.1500	11,733.40	11,733.40
452,000	NEW VISTA ACQUISITION CORP-A	USD	10.0950	4,562.95	4,562.95
121,653,000	LLIFE HEALTHCARE INC	USD	16.7100	2,032,821.63	2,032,821.63
1,500,000	ONYX ACQUISITION CO I-CL A	USD	10.3200	15,480.00	15,480.00
747,000	ORION BIOTECH OPPORTUNITI-A	USD	10.0500	7,507.35	7,507.35
747,000	OSIRIS ACQUISITION CORP-A	USD	9.9500	7,432.65	7,432.65
991,000	OBOTECH ACQUISITION SE - A	EUR	9.8000	9,711.80	10,396.48
750,000	OXUS ACQUISITION CORP-A	USD	10.3300	7,747.50	7,747.50
597,000	PEGASUS ACQUISITION CO EUR-A	EUR	9.8000	5,850.60	6,263.07
1,470,000	PROOF ACQUISITION CORP I-A	USD	10.1700	14,949.90	14,949.90
434,000	PIONEER MERGER CORP -CLASS A	USD	10.1400	4,400.76	4,400.76
1,500,000	PERCEPTION CAPITAL CORP II-A	USD	10.6300	15,945.00	15,945.00
2,941,000	PERIDOT ACQUISITION CORP-A	USD	10.1100	29,733.51	29,733.51
750,000	PROJECT ENERGY REIMAGINED AC	USD	10.0700	7,552.50	7,552.50
750,000	PEPPERLIME HEALTH ACQ - A	USD	10.2100	7,657.50	7,657.50
756,000	PATHFINDER ACQUISITION -CL A	USD	10.0700	7,612.92	7,612.92
750,000	PORTAGE FINTECH ACQUISITIO-A	USD	10.0300	7,522.50	7,522.50
750,000	PYROPHYTE ACQUISITION CORP-A	USD	10.3300	7,747.50	7,747.50
1,505,000	PRIME IMPACT ACQU I -CL A	USD	10.2600	15,441.30	15,441.30
736,000	PIVOTAL INVESTMENT CORP III-A	USD	10.1210	7,449.05	7,449.05
1,156,000	PATRIA LATIN AMERICAN OPPORT	USD	10.3400	11,953.04	11,953.04
750,000	PLUM ACQUISITION CORP I-A	USD	10.0800	7,560.00	7,560.00
1,500,000	PRIVETERRA ACQUISITION COR-A	USD	10.0500	15,075.00	15,075.00
1,496,000	PONTEM CORP-CLASS A	USD	10.1100	15,124.56	15,124.56
1,176,000	SOUTHPORT ACQUISITION CORP	USD	10.1800	11,971.68	11,971.68
1,500,000	POWERED BRANDS - CLASS A	USD	10.1000	15,150.00	15,150.00
735,000	PEARL HOLDINGS ACQUISITION-A	USD	10.2300	7,519.05	7,519.05
1,304,000	CC NEUBERGER PRINCIPAL III-A	USD	10.1000	13,170.40	13,170.40
1,497,000	PROSPECTOR CAPITAL CORP-CL A	USD	9.9500	14,895.15	14,895.15
735,000	POST HOLDINGS PARTNERING -A	USD	9.9300	7,298.55	7,298.55
748,000	PINE TECHNOLOGY ACQUISIT-CL A	USD	10.0300	7,502.44	7,502.44
722,000	POWERUP ACQUISITION COR-CL A	USD	10.3000	7,436.60	7,436.60
378,000	QUANTUM FINTECH ACQUISITION	USD	10.0500	3,798.90	3,798.90
4,367,000	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	USD	57.8300	252,543.61	252,543.61
750,000	RCF ACQUISITION CORP-A	USD	10.2600	7,695.00	7,695.00
463,000	SMG EUROPEAN RECOVERY SPAC S	EUR	10.2000	4,722.60	5,055.54
1,734,000	CARTESIAN GROWTH CORP II- A	USD	10.2500	17,773.50	17,773.50
450,000	ALPINE ACQUISITION CORP	USD	10.4100	4,684.50	4,684.50
2,019,000	RESOLUTE FOREST PRODUCTS	USD	21.5900	43,590.21	43,590.21
2,205,000	JACKSON ACQUISITION CO-CL A	USD	10.1100	22,292.55	22,292.55
1,186,000	ROCKET INTERNET GROWTH OPP-A	USD	10.1000	11,978.60	11,978.60
2,247,000	RMG ACQUISITION CORP III -A	USD	10.0850	22,661.00	22,661.00
735,000	ROC ENERGY ACQUISITION CORP	USD	10.2400	7,526.40	7,526.40
294,000	ROTH CH ACQUISITION V CO	USD	10.1100	2,972.34	2,972.34
4,817,000	ROGERS CORP	USD	119.3400	574,860.78	574,860.78
1,500,000	RICE ACQUISITION CORP II -A	USD	10.1700	15,255.00	15,255.00
750,000	ROSE HILL ACQUISITION CORP-A	USD	10.3200	7,740.00	7,740.00
1,496,000	ROSS ACQUISITION CORP II -A	USD	10.1200	15,139.52	15,139.52
1,500,000	RIGEL RESOURCE ACQUISIT-CL A	USD	10.2900	15,435.00	15,435.00
1,494,000	STRATIM CLOUD ACQUISITION CO	USD	10.0100	14,954.94	14,954.94
750,000	SEAPORT CALIBRE MATERIALS AC	USD	10.2300	7,672.50	7,672.50
858,000	SCION TECH GROWTH II-CLASS A	USD	10.1200	8,682.96	8,682.96
8,085,000	SCREAMING EAGLE ACQ -CLASS A	USD	9.9400	80,364.90	80,364.90
1,176,000	SCULPTOR ACQUISITION CORP -A	USD	10.2600	12,065.76	12,065.76
1,549,000	SUSTAINABLE DEVELOPMENT AC-A	USD	10.0600	15,582.94	15,582.94
750,000	SDCL EDGE ACQUISITION CORP-A	USD	10.0600	7,545.00	7,545.00
80,917,000	SIGNIFY HEALTH INC -CLASS A	USD	28.6600	2,319,081.22	2,319,081.22
825,000	SEAPORT GLOBAL ACQUISITION-A	USD	10.1900	8,406.75	8,406.75
87,700,000	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	CAD	39.0100	3,421,177.00	2,524,108.76
509,000	SKYDECK ACQUISITION CORP-A	USD	10.0600	5,120.54	5,120.54
862,000	SLAM CORP-A	USD	10.1100	8,714.82	8,714.82
750,000	SPORTSMAP TECH ACQUISITION C	USD	10.2050	7,653.75	7,653.75
867,000	SOUND POINT ACQUISITION CO-A	USD	10.3100	8,938.77	8,938.77
2,903,000	SILVER SPIKE ACQUISITION-A	USD	10.0900	29,291.27	29,291.27
1,050,000	SPEAR INVESTMENTS I BV	EUR	10.1000	10,605.00	11,352.65
882,000	ST ENERGY TRANSITION I LTD	USD	10.2200	9,014.04	9,014.04
185,887,000	STORE CAPITAL CORP	USD	32.0600	5,959,537.22	5,959,537.22
-8,000	SITIO ROYALTIES CORP-A	USD	28.8500	-230.80	-230.80

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
1,479,000	SUPERNOVA PARTNERS ACQUISIT-A	USD	10.0800	14,908.32	14,908.32
1,875,000	SHOULDERUP TECHNOLOGY ACQU-A	USD	10.2000	19,125.00	19,125.00
942,000	SVF INVESTMENT CORP-CL A	USD	10.1100	9,523.62	9,523.62
2,194,000	SVF INVESTMENT CORP 2-CLS A	USD	10.0900	22,137.46	22,137.46
1,200,000	7 ACQUISITION CORP-A	USD	10.2400	12,288.00	12,288.00
18,322,000	SIERRA WIRELESS INC	USD	28.9900	531,154.78	531,154.78
600,000	SPRINGWATER SPECIAL SITUATIO	USD	10.1300	6,078.00	6,078.00
750,000	SIZZLE ACQUISITION CORP	USD	10.2200	7,665.00	7,665.00
1,497,000	THUNDER BRIDGE CAPITAL PAR-A	USD	9.7500	14,595.75	14,595.75
1,455,000	TB SA ACQUISITION CORP -A	USD	10.0800	14,666.40	14,666.40
752,000	TCV ACQUISITION CORP-A	USD	10.0050	7,523.76	7,523.76
1,495,000	TECH AND ENERGY TRANSITION-A	USD	10.0300	14,994.85	14,994.85
31,651,000	TEGNA INC	USD	21.1900	670,684.69	670,684.69
867,000	KIMBELL TIGER ACQUISITION-A	USD	10.3000	8,930.10	8,930.10
735,000	TG VENTURE ACQUISITION CORP	USD	10.1500	7,460.25	7,460.25
750,000	THRIVE ACQUISITION CORP - A	USD	10.3000	7,725.00	7,725.00
1,502,000	THUNDER BRIDGE CAPITAL PAR-A	USD	9.9350	14,922.37	14,922.37
2,250,000	TIO TECH A- CLASS A	USD	10.0800	22,680.00	22,680.00
747,000	TLG ACQUISITION ONE COR-CL A	USD	10.1800	7,604.46	7,604.46
735,000	TLGY ACQUISITION CORP - A	USD	10.2600	7,541.10	7,541.10
735,000	TASTEMAKER ACQUISITION COR-A	USD	10.1800	7,482.30	7,482.30
1,500,000	TALON 1 ACQUISITION CORP-A	USD	10.3700	15,555.00	15,555.00
1,485,000	TPB ACQUISITION CORP I-CL A	USD	10.0300	14,894.55	14,894.55
5,250,000	TRINE II ACQUISITION CORP -A	USD	10.3050	54,101.25	54,101.25
746,000	TWIN RIDGE CAPITAL ACQUISIT-A	USD	10.0900	7,527.14	7,527.14
379,000	TRISTAR ACQUISITION I CORP-A	USD	10.1100	3,831.69	3,831.69
1,050,000	CORNER GROWTH ACQUISITION -A	USD	10.2600	10,773.00	10,773.00
1,500,000	TORTOISECOFIN ACQUISITION-A	USD	9.9500	14,925.00	14,925.00
24,651,000	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	USD	43.2000	1,064,923.20	1,064,923.20
3,647,000	BILANDER ACQUISITION CORP-A	USD	9.9000	36,105.30	36,105.30
1,500,000	TAILWIND INTERNATIONAL ACQ-A	USD	10.0900	15,135.00	15,135.00
750,000	TWO - CLASS A	USD	10.0700	7,552.50	7,552.50
1,500,000	TZP STRATEGIES ACQUISIT-CL A	USD	10.1060	15,159.00	15,159.00
1,200,000	TKB CRITICAL TECHNOLOGIES -A	USD	10.3000	12,360.00	12,360.00
1,617,000	UTA ACQUISITION CORPORATIO-A	USD	10.2100	16,509.57	16,509.57
2,358,000	VECTOR ACQUISITION CORP II-A	USD	10.1000	23,815.80	23,815.80
734,000	VISCOGLIOSI BROTHERS ACQUISIT	USD	10.1100	7,420.74	7,420.74
735,000	VAHANNA TECH EDGE ACQUISIT-A	USD	10.2400	7,526.40	7,526.40
747,000	7GC & CO HOLDINGS INC -CL A	USD	10.1200	7,559.64	7,559.64
1,456,000	VALOR LATITUDE ACQUISITION-A	USD	10.0600	14,647.36	14,647.36
1,275,000	VMG CONSUMER ACQUISITION C-A	USD	10.1500	12,941.25	12,941.25
14,226,000	VMWARE INC-CLASS A	USD	122.7600	1,746,383.76	1,746,383.76
1,498,000	VPC IMPACT ACQUISITION HOL-A	USD	10.1000	15,129.80	15,129.80
825,000	VISION SENSING ACQUISITION-A	USD	10.2900	8,489.25	8,489.25
588,000	INTEGRATED WELLNESS ACQ - A	USD	10.2800	6,044.64	6,044.64
722,000	WARBURG PINCUS CAPITAL COR-A	USD	10.1000	7,292.20	7,292.20
1,495,000	WARBURG PINCUS CAPITAL I-B	USD	10.0900	15,084.55	15,084.55
1,500,000	WORLD QUANTUM GROWTH ACQUI-A	USD	10.1900	15,285.00	15,285.00
1,500,000	EXCELFIN ACQUISITION CORP-A	USD	10.2600	15,390.00	15,390.00
2,991,000	TPG PACE BENEFICIAL II COR-A	USD	9.8250	29,386.57	29,386.57
1,633,000	FTAC ZEUS ACQUISITION C-CL A	USD	10.0700	16,444.31	16,444.31
	普通株式小計				46,017,046.27
不確定価額受領権					
59,797,000	IGYB_CVR	EUR	0.7800	46,641.66	49,929.90
	不確定価額受領権小計				49,929.90
上場投資信託					
-219,000	ISHARES EXPANDED TECH-SOFTWA	USD	255.8500	-56,031.15	-56,031.15
-788,000	ISHARES US REAL ESTATE ETF	USD	84.1900	-66,341.72	-66,341.72
-599,000	SPDR S&P REGIONAL BANKING	USD	58.7400	-35,185.26	-35,185.26
-751,000	VANECK SEMICONDUCTOR ETF	USD	202.9400	-152,407.94	-152,407.94
-189,000	SPDR S&P BIOTECH ETF	USD	83.0000	-15,687.00	-15,687.00
-400,000	INDUSTRIAL SELECT SECT SPDR	USD	98.2100	-39,284.00	-39,284.00
	上場投資信託小計				-364,937.07
SPAC ユニット (普通株式およびワラントの組合せ)					
2,940,000	BRIGADE-M3 EUROPEAN ACQUISIT	USD	9.8500	28,959.00	28,959.00
1,445,000	CHENGHE ACQUISITION CO	USD	10.2800	14,854.60	14,854.60
2,000	HEDOSOPHIA EUROPEAN-UNITS	EUR	9.6000	19.20	20.55
1,000	PEGASUS ACQUISITION CO-UNIT	EUR	9.9800	9.98	10.68
2,890,000	SK GROWTH OPPORTUNITIES CORP	USD	10.1700	29,391.30	29,391.30

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
1,500.000	ZIMMER ENERGY TRANSITION ACQ	USD	9.8950	14,842.51	14,842.51
	SPACユニット(普通株式およびワラントの組合せ)小計				88,078.64
	株式小計				47,151,160.11
先物為替取引					
外国先物為替取引					
17,412,167,855.000	JPY per USD @ 133.7592 : 01/31/2023	JPY	1.0000	17,412,167,855.00	133,371,607.37
-130,175,521.320	JPY per USD @ 133.7592 : 01/31/2023	USD	1.0000	-130,175,521.32	-130,175,521.32
	外国先物為替取引小計				3,196,086.05
	先物為替取引小計				3,196,086.05
メディアム					
現金および同等物					
-78,949.830	Australian Dollar - 74991 BARC INTL - OnHand	AUD	1.0000	-78,949.83	-53,788.52
-0.030	Australian Dollar - 74991 CITI CFD - OnHand	AUD	1.0000	-0.03	-0.02
62,300.950	Australian Dollar - 74991 CITI INTL - OnHand	AUD	1.0000	62,300.95	42,445.64
0.390	Australian Dollar - 74991 FBCO CFD - OnHand	AUD	1.0000	0.39	0.27
-631.210	Australian Dollar - 74991-GSCO-DOMESTIC - OnHand	AUD	1.0000	-631.21	-430.04
17,277.000	Australian Dollar - 74991-GSCO-INTL - OnHand	AUD	1.0000	17,277.00	11,770.82
-29,386.330	Canadian Dollar - 74991 BARC INTL - OnHand	CAD	1.0000	-29,386.33	-21,680.93
-2,604,128.760	Canadian Dollar - 74991 CITI INTL - OnHand	CAD	1.0000	-2,604,128.76	-1,921,299.07
-633.720	Canadian Dollar - 74991-MSCO-DOMESTIC - OnHand	CAD	1.0000	-633.72	-467.55
-23,310.080	Swiss Franc - 74991 BARC INTL - OnHand	CHF	1.0000	-23,310.08	-25,213.72
23,310.450	Swiss Franc - 74991 CITI INTL - OnHand	CHF	1.0000	23,310.45	25,214.11
162,200.870	Euro - 74991 BARC INTL - OnHand	EUR	1.0000	162,200.87	173,636.03
3,679.880	Euro - 74991 CITI CFD - OnHand	EUR	1.0000	3,679.88	3,939.31
-253,180.090	Euro - 74991 CITI INTL - OnHand	EUR	1.0000	-253,180.09	-271,029.28
-7.530	Euro - 74991 FBCO CFD - OnHand	EUR	1.0000	-7.53	-8.06
-0.380	Euro - 74991 FBCO INTL - OnHand	EUR	1.0000	-0.38	-0.41
81.850	Euro - 74991 GSCO CFD - OnHand	EUR	1.0000	81.85	87.62
-148,047.980	Euro - 74991 JPHQ CFD - OnHand	EUR	1.0000	-148,047.98	-158,485.36
-54,749.600	Euro - 74991 JPHQ INTL - OnHand	EUR	1.0000	-54,749.60	-58,609.45
-331.890	Euro - 74991 MSCO CFD - OnHand	EUR	1.0000	-331.89	-355.29
1.120	Euro - 74991-GSCO-DOMESTIC - OnHand	EUR	1.0000	1.12	1.20
-10,254.210	Euro - 74991-GSCO-INTL - OnHand	EUR	1.0000	-10,254.21	-10,977.13
-63,255.960	Pound Sterling - 74991 BARC INTL - OnHand	GBP	1.0000	-63,255.96	-76,432.18
3,093.450	Pound Sterling - 74991 CITI CFD - OnHand	GBP	1.0000	3,093.45	3,737.82
54,455.030	Pound Sterling - 74991 CITI INTL - OnHand	GBP	1.0000	54,455.03	65,798.01
0.050	Pound Sterling - 74991 FBCO CFD - OnHand	GBP	1.0000	0.05	0.06
0.000	Pound Sterling - 74991 JPHQ CFD - OnHand	GBP	1.0000	0.00	0.00
-22,997.130	Pound Sterling - 74991 JPHQ INTL - OnHand	GBP	1.0000	-22,997.13	-27,787.43
-13.420	Pound Sterling - 74991 MSCO CFD - OnHand	GBP	1.0000	-13.42	-16.22
-267.560	Pound Sterling - 74991-GSCO-DOMESTIC - OnHand	GBP	1.0000	-267.56	-323.30
-9,843.850	Pound Sterling - 74991-GSCO-INTL - OnHand	GBP	1.0000	-9,843.85	-11,894.32
-1.430	Hong Kong Dollar - 74991 BARC INTL - OnHand	HKD	1.0000	-1.43	-0.18
-2.530	Hong Kong Dollar - 74991 CITI INTL - OnHand	HKD	1.0000	-2.53	-0.32
-0.680	Hong Kong Dollar - 74991 FBCO CFD - OnHand	HKD	1.0000	-0.68	-0.09
-212,434.720	Japanese yen - 74991 BARC INTL - OnHand	JPY	1.0000	-212,434.72	-1,620.15
-183,224.040	Japanese yen - 74991 CITI INTL - OnHand	JPY	1.0000	-183,224.04	-1,397.38
2.480	Japanese yen - 74991 FBCO INTL - OnHand	JPY	1.0000	2.48	0.01
-0.010	Japanese yen - 74991 JPHQ CFD - OnHand	JPY	1.0000	-0.01	0.00
-235,580,496.110	Japanese yen - 74991 JPHQ INTL - OnHand	JPY	1.0000	-235,580,496.11	-1,796,678.59
30,338,077.440	Japanese yen - 74991-CAYM-FX - OnHand	JPY	1.0000	30,338,077.44	231,376.43
-392,497.050	Japanese yen - 74991-GSCO-DOMESTIC - OnHand	JPY	1.0000	-392,497.05	-2,993.42
1,247,727.810	Japanese yen - 74991-GSCO-INTL - OnHand	JPY	1.0000	1,247,727.81	9,515.92
85,202.310	New Zealand Dollar - 74991 BARC INTL - OnHand	NZD	1.0000	85,202.31	54,103.47
-85,204.820	New Zealand Dollar - 74991 CITI INTL - OnHand	NZD	1.0000	-85,204.82	-54,105.06
-12,179.400	Polish zlot - 74991 BARC INTL - OnHand	PLN	1.0000	-12,179.40	-2,783.80
12,181.110	Polish zlot - 74991 CITI INTL - OnHand	PLN	1.0000	12,181.11	2,784.19
0.210	Polish zlot - 74991 FBCO CFD - OnHand	PLN	1.0000	0.21	0.05
-3,553,880.670	Swedish Krona - 74991 BARC INTL - OnHand	SEK	1.0000	-3,553,880.67	-340,791.95
3,135,824.170	Swedish Krona - 74991 CITI INTL - OnHand	SEK	1.0000	3,135,824.17	300,703.29
1,076,346.920	U.S. Dollars - 74991 BARC INTL - OnHand	USD	1.0000	1,076,346.92	1,076,346.92
21,217.080	U.S. Dollars - 74991 CITI CFD - OnHand	USD	1.0000	21,217.08	21,217.08
64,892,335.330	U.S. Dollars - 74991 CITI DOMESTIC - OnHand	USD	1.0000	64,892,335.33	64,892,335.35
3,665,557.810	U.S. Dollars - 74991 CITI INTL - OnHand	USD	1.0000	3,665,557.81	3,665,557.81
0.220	U.S. Dollars - 74991 FBCO CFD - OnHand	USD	1.0000	0.22	0.22

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
0.000	U.S. Dollars - 74991 FBCO DOMESTIC - OnHand	USD	1.0000	0.00	0.00
1.700	U.S. Dollars - 74991 FBCO INTL - OnHand	USD	1.0000	1.70	1.70
258,260.970	U.S. Dollars - 74991 GS OTC Collateral - OnHand	USD	1.0000	258,260.97	258,260.97
-156.010	U.S. Dollars - 74991 JPHQ CFD - OnHand	USD	1.0000	-156.01	-156.01
1,021,348.740	U.S. Dollars - 74991 JPHQ DOMESTIC - OnHand	USD	1.0000	1,021,348.74	1,021,348.74
563,998.320	U.S. Dollars - 74991 JPHQ INTL - OnHand	USD	1.0000	563,998.32	563,998.32
380,237.840	U.S. Dollars - 74991 JPHQ OTC Collateral - OnHand	USD	1.0000	380,237.84	380,237.84
520,000.000	U.S. Dollars - 74991 MSCO Collateral - OnHand	USD	1.0000	520,000.00	520,000.00
45,428,819.220	U.S. Dollars - 74991-CAYM-FX - OnHand	USD	1.0000	45,428,819.22	45,428,819.22
6,356,625.030	U.S. Dollars - 74991-GSCO-DOMESTIC - OnHand	USD	1.0000	6,356,625.03	6,356,625.03
916,156.300	U.S. Dollars - 74991-GSCO-INTL - OnHand	USD	1.0000	916,156.30	916,156.30
2,581,878.160	U.S. Dollars - 74991-MSCO-DOMESTIC - OnHand	USD	1.0000	2,581,878.16	2,581,878.16
-42,500,000.000	U.S. Dollars - MUG Cayman - OnHand	USD	1.0000	-42,500,000.00	-42,500,000.00
-96,727.590	South African rand - 74991 BARC INTL - OnHand	ZAR	1.0000	-96,727.59	-5,677.37
134,969.860	South African rand - 74991 CITI INTL - OnHand	ZAR	1.0000	134,969.86	7,921.98
-0.030	South African rand - 74991 JPHQ CFD - OnHand	ZAR	1.0000	-0.03	0.00
-5,244.410	South African rand - 74991-GSCO-DOMESTIC - OnHand	ZAR	1.0000	-5,244.41	-307.82
-33,221.810	South African rand - 74991-GSCO-INTL - OnHand	ZAR	1.0000	-33,221.81	-1,949.93
	現金および同等物小計				81,268,559.54
	メディアム小計				81,268,559.54
オプション					
株式オプション					
-93.000	BHVN US 01/23 C150.00	USD	5.4000	-50,220.00	-50,220.00
	株式オプション小計				-50,220.00
株式ワラント					
560.000	ATHENA CONSUMER ACQ -CW23	USD	0.1163	65.13	65.13
353.000	ANTHEMIS DIGITAL ACQ -CW23	USD	0.1100	38.83	38.83
380.000	ADARA ACQUISITION CL A -CW26	USD	0.0712	27.06	27.06
170.000	AUTHENTIC EQUITY ACQ -CW27	USD	0.0035	0.60	0.60
2,000.000	AFTERNEXT HEALTHTECH -CW23	USD	0.0750	150.00	150.00
354.000	AGILE GROWTH CORP -CW27	USD	0.0101	3.58	3.58
204.000	ALSP ORCHID ACQ CL A -CW23	USD	0.0300	6.12	6.12
750.000	ALTITUDE ACQ CL A -CW27	USD	0.0585	43.88	43.88
735.000	AMERICAN ACQ -CL A -CW26	USD	0.0206	15.14	15.14
450.000	STONEBRIDGE ACQUISITION-CW23	USD	0.0259	11.66	11.66
297.000	APX ACQUISITION CORP I -23	USD	0.0200	5.94	5.94
499.000	AEQUI ACQ CL A -CW27	USD	0.0280	13.97	13.97
299.000	ALTIMAR ACQUISITION A -CW28	USD	0.0000	0.00	0.00
418.000	AVALON ACQUISITION INC--CW23	USD	0.0650	27.17	27.17
177.000	BUILD ACQUIS CORP -A -CW26	USD	0.0100	1.77	1.77
231.000	CRIXUS BH3 ACQUISITION -CW26	USD	0.1186	27.40	27.40
591.000	BIOPLUS ACQUISITION -CW23	USD	0.0999	59.04	59.04
226.000	BELONG ACQUISITION A -CW27	USD	0.1400	31.64	31.64
161.000	BLUERIVER ACQUISIT A -CW26	USD	0.0150	2.42	2.42
738.000	BLUESCAPE OPPORTUNIT A -CW26	USD	0.1600	118.08	118.08
750.000	TAILWIND ACQUISITION -CW27	USD	0.0700	52.50	52.50
231.000	CACTUS ACQUISITION CORP-CW23	USD	0.0100	2.31	2.31
750.000	CHURCHILL CAP V CL A -CW27	USD	0.0807	60.53	60.53
298.000	CHURCHILL CAP VI CL A -CW27	USD	0.0600	17.88	17.88
392.000	CF ACQUISITION VII A -CW27	USD	0.0320	12.54	12.54
298.000	COLONNADE ACQ CL A -CW27	USD	0.0500	14.90	14.90
173.000	COLOMBIER ACQ CL A -CW28	USD	0.0860	14.88	14.88
1,500.000	CONX CORP-CLASS A -CW27	USD	0.1500	225.00	225.00
356.000	CORNER GROWTH ACQ CL A -CW27	USD	0.0301	10.72	10.72
3,250.000	CONY P III -CW23	USD	0.1490	484.25	484.25
591.000	CATALYST PARTNERS AC A -CW27	USD	0.0017	1.00	1.00
511.000	CALIFORNIA RESOURCES -CW27	USD	12.6000	6,438.60	6,438.60
250.000	CORAZON CAPITAL V838 A -CW28	USD	0.0200	5.00	5.00
223.000	CONSILIU ACQUISITION -27	USD	0.0300	6.69	6.69
455.000	CONSTELLATION ACQ A -CW27	USD	0.0300	13.65	13.65
500.000	CARNEY TECHNOLOGY ACQ -CW27	USD	0.0672	33.60	33.60
628.000	CHURCHILL CAPITAL VII -CW28	USD	0.0494	31.02	31.02
498.000	DHC ACQUISITION CORP A -CW27	USD	0.0100	4.98	4.98
273.000	DISRUPTIVE ACQ CL A -CW26	USD	0.0120	3.28	3.28
156.000	DEEP LAKE CAPITAL CL B -CW27	USD	0.0035	0.55	0.55
635.000	DMY TECHNOLOGY GROUP -CW23	USD	0.1050	66.68	66.68
255.000	D AND Z MEDIA ACQ CL A -CW27	USD	0.0514	13.11	13.11

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
195.000	DP CAP ACQUISITION A -CW23	USD	0.0200	3.90	3.90
131.000	MACONDRAY CAPITAL AC A -CW23	USD	0.0003	0.04	0.04
114.000	DIGITAL TRANSFORMATION OPP-A	USD	0.0600	6.84	6.84
606.000	DTRT HEALTH ACQUISITIO -CW22	USD	0.2999	181.74	181.74
562.000	ELLIOTT OPPORTUNITY II-CW23	USD	0.0900	50.58	50.58
282.000	EPIPHANY TECHNOLOGY AC -CW27	USD	0.0023	0.65	0.65
168.000	ESG CORE INVESTMENTS -CW27	EUR	0.0010	0.17	0.18
198.000	ESM ACQUISITION CL A -CW26	USD	0.1163	23.03	23.03
2,250.000	NEWHOLD INVESTMENT A -CW25	USD	0.4275	961.76	961.76
9.000	ALTIMAR ACQ A -CW27	USD	0.0830	0.75	0.75
578.000	FG ACQUISITION CORP-CW30	USD	1.2500	722.50	722.50
106.000	FRONTIER INVESTMENT A -CW23	USD	0.0594	6.30	6.30
299.000	FORUM MERGER IV CL A -CW27	USD	0.0300	8.97	8.97
423.000	FINNOVATE ACQUISITION -CW23	USD	0.0265	11.21	11.21
187.000	FRONTIER ACQUISITION - CW28	USD	0.0116	2.17	2.17
239.000	FOREST ROAD ACQ CL A -CW26	USD	0.3340	79.83	79.83
750.000	FUSION ACQ II CL A -CW27	USD	0.0008	0.60	0.60
919.000	FINSERV ACQUISITION CO-CW26	USD	0.0051	4.69	4.69
150.000	FTAC ATHENA ACQUISITION CO-A	USD	0.0490	7.35	7.35
105.000	FINTECH EVOLUTION ACQ -CW28	USD	0.0080	0.84	0.84
241.000	FAST ACQUISITION II A -CW26	USD	0.6700	161.47	161.47
538.000	GOLDEN ARROW MERGER A -CW26	USD	0.0066	3.56	3.56
0.000	G&P ACQUISITION CL A -CW27	USD	0.0000	0.00	0.00
2,764.000	GENERATION ASIA I ACQ -CW23	USD	0.0440	121.62	121.62
735.000	GAMES & ESPORTS EXPERIEN -23	USD	0.0301	22.12	22.12
424.000	GETAROUND INC	USD	0.0457	19.37	19.37
825.000	GFJ ESG ACQUISITION I SE-CW	EUR	0.1000	82.50	88.32
2,450.000	GORES HOLDING IX -CW24	USD	0.1901	465.75	465.75
600.000	GIGCAPITAL5 INC -CW28	USD	0.0350	21.00	21.00
674.000	GESHER I ACQUISITION -CW28	USD	0.4999	336.93	336.93
375.000	GALATA ACQ CORP CL A -CW28	USD	0.0712	26.70	26.70
125.000	GLOBAL PARTNER ACQ A -CW27	USD	0.0300	3.75	3.75
313.000	GREEN VISOR FIN TECH -CW23	USD	0.0100	3.13	3.13
227.000	GOOD WORKS II ACQUISITION CW	USD	0.0725	16.46	16.46
375.000	JAWS HURRICANE ACQUISITI-CW	USD	0.1605	60.19	60.19
572.000	HEDOSOPHIA EUROPEAN-CW27	EUR	0.0300	17.16	18.37
390.000	HIRO METAVERSE ACQUISIT -CW	GBP	0.1550	60.45	73.04
294.000	HAMBRO PERKS ACQUISIT - CW	GBP	0.0800	23.52	28.42
2,970.000	HOME PLATE ACQ -CW23	USD	0.0053	15.74	15.74
750.000	HPX CORP-A -CW25	USD	0.4200	315.00	315.00
375.000	INFINT ACQUISITION CORP-CW27	USD	0.0800	30.00	30.00
750.000	KLUDEIN I ACQUISITION-CW27	USD	0.0792	59.40	59.40
191.000	INTEGRAL ACQUISITION -CW28	USD	0.0745	14.23	14.23
328.000	INTERPRIVATE IV INFRAT -CW27	USD	0.0401	13.13	13.13
456.000	INTELLIGENT MEDICINE -CW23	USD	0.0107	4.88	4.88
722.000	INVESTCORP INDIA ACQUISI -27	USD	0.0522	37.69	37.69
606.000	JUPITER ACQUISITION A -CW23	USD	0.0600	36.36	36.36
750.000	JADE MOUNTAIN ACQUISI -CW23	USD	0.0550	41.25	41.25
525.000	JAWS JUGGERNAUT ACQUI-CW23	USD	0.0628	32.97	32.97
900.000	JUNIPER II CORP CL A -CW28	USD	0.1634	147.06	147.06
562.000	JAWS MUSTANG ACQ C -CW26	USD	0.0650	36.53	36.53
1,439.000	KENSINGTON CAPITAL ACQ -CW23	USD	0.1700	244.63	244.63
562.000	KINGSWOOD ACQ CL A -CW27	USD	0.0392	22.03	22.03
205.000	L CATTERTON ASIA ACQ-CW	USD	0.0443	9.08	9.08
373.000	LANDCADIA HOLDINGS IV -CW28	USD	0.1000	37.30	37.30
750.000	LEARN CW INVESTMENT A -CW28	USD	0.0600	45.00	45.00
450.000	LAZARD GROWTH ACQ A -CW27	USD	0.0060	2.70	2.70
606.000	SEMPER PARATUS ACQU -CW26	USD	0.0075	4.55	4.55
450.000	LEGATO MERGER CORP II -CW23	USD	0.4390	197.55	197.55
270.000	LEO HOLDINGS II CL A -CW28	USD	0.0200	5.40	5.40
300.000	LIONHEART III CL A -CW23	USD	0.0479	14.37	14.37
525.000	LIGHTJUMP ACQUISITION -CW27	USD	0.1480	77.70	77.70
540.000	LIVE OAK CRESTVIEW -CW26	USD	0.1799	97.15	97.15
306.000	LAVA MEDTECH ACQUISIT -CW23	USD	0.0051	1.56	1.56
246.000	LIVEWIRE GROUP INC-27	USD	0.2750	67.65	67.65
78.000	MAQUIA CAPITAL ACQ A -CW27	USD	0.0360	2.81	2.81
442.000	MOUNTAIN & CO I ACQ -CW23	USD	0.0300	13.26	13.26
381.000	MERCURY ECOMMERCE ACQ -CW23	USD	0.0500	19.05	19.05
106.000	COLISEUM ACQUISITION A -CW28	USD	0.0440	4.66	4.66

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
370.000	EVEREST CONSOLIDATOR -CW23	USD	0.0151	5.59	5.59
268.000	MERCATO PARTNERS ACQ -CW26	USD	0.0151	4.03	4.03
435.000	MSD ACQUISITION CORP A -CW28	USD	0.0775	33.72	33.72
600.000	MONTEREY BIO ACQ -CW23	USD	0.0325	19.50	19.50
1,485.000	NORTH ATLANTIC ACQ -CW25	USD	0.0205	30.44	30.44
542.000	NEW ENERGY ONE -CW27	GBP	0.2500	135.50	163.72
2,598.000	NEWHOLD INVESTM II-A -CW23	USD	0.1800	467.64	467.64
2,227.000	NEW PROVIDENCE ACQ A -CW27	USD	0.1000	222.70	222.70
1,347.000	NEXTPPOINT ACQUISITION-CW25	USD	0.0600	80.82	80.82
578.000	NUBIA BRAND INTERN -CW27	USD	0.0800	46.24	46.24
156.000	OMNILIT ACQUISITION CL A -23	USD	0.0325	5.07	5.07
149.000	ORION BIOTECH OPPORTU -CW27	USD	0.1517	22.60	22.60
330.000	OBOTECH ACQUISITION SE -CW	EUR	0.1000	33.00	35.33
750.000	OCEANTECH ACQUISITIONS- CW A	USD	0.0390	29.25	29.25
641.000	OXBRIDGE ACQUISITION -CW23	USD	0.0320	20.51	20.51
340.000	OXUS ACQUISITION CORP -CW23	USD	0.0400	13.60	13.60
198.000	PEGASUS ACQUISITION CO CW27	EUR	0.2000	39.60	42.39
156.000	PHOENIX BIOTECH ACQ -CW26	USD	0.0431	6.72	6.72
750.000	PERCEPTION CAPITAL II -CW28	USD	0.0198	14.85	14.85
721.000	PERIDOT ACQUISITION A -CW28	USD	0.0467	33.67	33.67
231.000	PEPPERLIME HEALTH ACQ -CW23	USD	0.0153	3.53	3.53
578.000	PATRIA LATIN AMERICAN-CW27	USD	0.0900	52.02	52.02
354.000	PRIVETERRA ACQ CL A -CW27	USD	0.0456	16.14	16.14
355.000	POWERED BRANDS CL A -CW27	USD	0.0003	0.11	0.11
240.000	CC NEUBERGER PRINCIPAL -CW27	USD	0.0504	12.10	12.10
919.000	GOAL ACQUISITIONS CORP-CW	USD	0.0466	42.78	42.78
307.000	POWERUP ACQUISITION -CW27	USD	0.0799	24.53	24.53
231.000	SMG EUROPEAN RECOVERY-CW27	EUR	0.0010	0.23	0.25
578.000	CARTESIAN GROWTH CORP II -28	USD	0.2249	129.99	129.99
958.000	JACKSON ACQUISITION A -CW28	USD	0.0057	5.46	5.46
600.000	RMG ACQUISITION CL A -CW27	USD	0.0300	18.00	18.00
375.000	RICE ACQUISITION CORP II-CW	USD	1.2500	468.75	468.75
231.000	ROSE HILL ACQUISITION -CW24	USD	0.1000	23.10	23.10
231.000	SEAPORT CALIBRE MATERI -CW23	USD	0.0350	8.09	8.09
2,695.000	SCREAMING EAGLE ACQ CL A -27	USD	0.2357	635.21	635.21
379.000	SUSTAINABLE DEVELOP A -CW28	USD	0.0400	15.16	15.16
231.000	SDCL EDGE ACQ CL A -CW28	USD	0.1600	36.96	36.96
750.000	APPRECIATE HOLDINGS INC	USD	0.0301	22.58	22.58
268.000	SEAPORT GLOBAL ACQ II -CW23	USD	0.0100	2.68	2.68
416.000	SOCIAL LEVERAGE ACQ A -CW27	USD	0.0598	24.88	24.88
473.000	SPORTSMAP TECH ACQ -CW27	USD	0.0549	25.97	25.97
434.000	SOUND POINT ACQUISITION-CW27	USD	0.1000	43.40	43.40
340.000	SILVER SPIKE ACQ -A CW26	USD	0.0300	10.20	10.20
525.000	SPRIW	EUR	0.2200	115.50	123.64
937.000	SHOULDERUP TECHNOLOGY -CW23	USD	0.0200	18.74	18.74
450.000	SVF INVESTMENT CL A -CW27	USD	0.0259	11.66	11.66
456.000	7 ACQUISITION CORP-A -CW23	USD	0.0888	40.49	40.49
156.000	SPRINGWATER SPECIAL SIT-CW26	USD	0.0200	3.12	3.12
450.000	THUNDER BRIDGE CAP A -CW28	USD	0.0767	34.52	34.52
348.000	TB SA ACQUISITION A -CW28	USD	0.0305	10.61	10.61
649.000	TG VENTURE ACQUISITION -CW23	USD	0.0600	38.94	38.94
231.000	THRIVE ACQUISITION -CW23	USD	0.0101	2.33	2.33
723.000	TIO TECH A -CW28	USD	0.0240	17.35	17.35
253.000	TASTEMAKER ACQ CL A -CW25	USD	0.1501	37.98	37.98
1,445.000	TRINE II ACQ CL A -CW27	USD	0.0799	115.46	115.46
45.000	TRISTAR ACQ I CL A -CW28	USD	0.0253	1.14	1.14
350.000	CORNER GROWTH ACQUISITI-CW23	USD	0.0100	3.50	3.50
562.000	BILANDER ACQ CL A -CW27	USD	0.1800	101.16	101.16
354.000	TZP STRATEGIES -CL A -CW27	USD	0.0245	8.67	8.67
600.000	TKB CRITICAL TECHNOLOG -CW23	USD	0.0217	13.02	13.02
223.000	VAHANNA TECH EDGE -CW24	USD	0.0105	2.34	2.34
637.000	VMG CONSUMER ACQUISITION COR	USD	0.0400	25.48	25.48
618.000	VISION SENSING ACQ -CW23	USD	0.0293	18.11	18.11
0.000	VINTAGE WINE ESTATES -CW27	USD	0.3000	0.00	0.00
60.000	WINVEST ACQUISITION -CW23	USD	0.0170	1.02	1.02
606.000	WORLD QUANTUM GROWTH -CW28	USD	0.0100	6.06	6.06
486.000	WILLIAMS ROWLAND ACQ -CW22	USD	0.0451	21.92	21.92
942.000	FTAC ZEUS ACQ C CL A -CW27	USD	0.0200	18.84	18.84
	株式ワラント小計				16,954.30

株数/額面	銘柄	通貨	単価	現地評価額	米ドル建て 評価額
新株予約権					
318.000	ACCRETION ACQUISITION COR-RT	USD	0.0699	22.23	22.23
	新株予約権小計				22.23
	オプション小計				-33,243.47
スワップ取引					
株式スワップ					
637.000	ESW_ACCOR ACQUISITION CO SA	EUR	9.9000	0.00	0.00
637.000	ESW_ACCOR ACQUISITION CO SA	EUR	0.0105	6.69	7.16
-1,009.000	ESW_ALERIAN MLP ETF	USD	38.0700	-1,033.50	-1,033.50
15,649.000	ESW_AVEVA GROUP PLC	GBP	32.1300	2,811.53	3,397.15
103,035.000	ESW_BIFFA PLC	GBP	4.0740	206.07	248.99
6,918.000	ESW_BIOTEST AG	EUR	34.0000	-691.80	-740.57
3,255.000	ESW_BROOKFIELD PROP PFD LP 6.250% 07/26/81	USD	14.1700	-9,472.05	-9,472.05
25,660.000	ESW_DCP MIDSTREAM LP	USD	38.7900	-10,107.76	-10,107.76
173,126.000	ESW_ELECTRICITE DE FRANCE SA	EUR	12.0000	-25.88	-27.71
982.000	ESW_FINANCIALS ACQUISITION CORP	GBP	10.0250	24.55	29.66
491.000	ESW_FINANCIALS ACQUISITION CORP	GBP	0.0400	0.00	0.00
-19,708.000	ESW_GRIFOLS SA	USD	11.5293	-2,700.28	-4,650.79
27,690.000	ESW_GRIFOLS SA	USD	8.5000	12,737.40	12,737.40
64,716.000	ESW_HOMESERVE PLC	GBP	11.9700	3,948.34	4,770.77
43,489.000	ESW_MICRO FOCUS INTERNATIONAL PLC	GBP	5.2940	3,131.21	3,783.44
171,254.000	ESW_MEDICLINIC INTERNATIONAL PLC	GBP	4.9800	1,370.03	1,655.41
-19,876.000	ESW_RYANAIR HOLDINGS PLC	USD	13.0708	339.78	339.78
-2,825.000	ESW_SPDR S&P 500 ETF TRUST	USD	382.4300	70,602.11	70,602.11
45,328.000	ESW_UNIPER SE	EUR	2.5880	9,518.88	10,189.97
11,589.000	ESW_VANTAGE TOWERS AG	EUR	32.1000	-463.56	-496.24
	株式スワップ小計				81,233.22
	スワップ取引小計				81,233.22
	合計				134,037,614.08

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年9月29日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	143,592,362円
II 負債総額	4,504円
III 純資産総額 (I - II)	143,587,858円
IV 発行済口数	144,083,546口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.9966円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2023年9月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

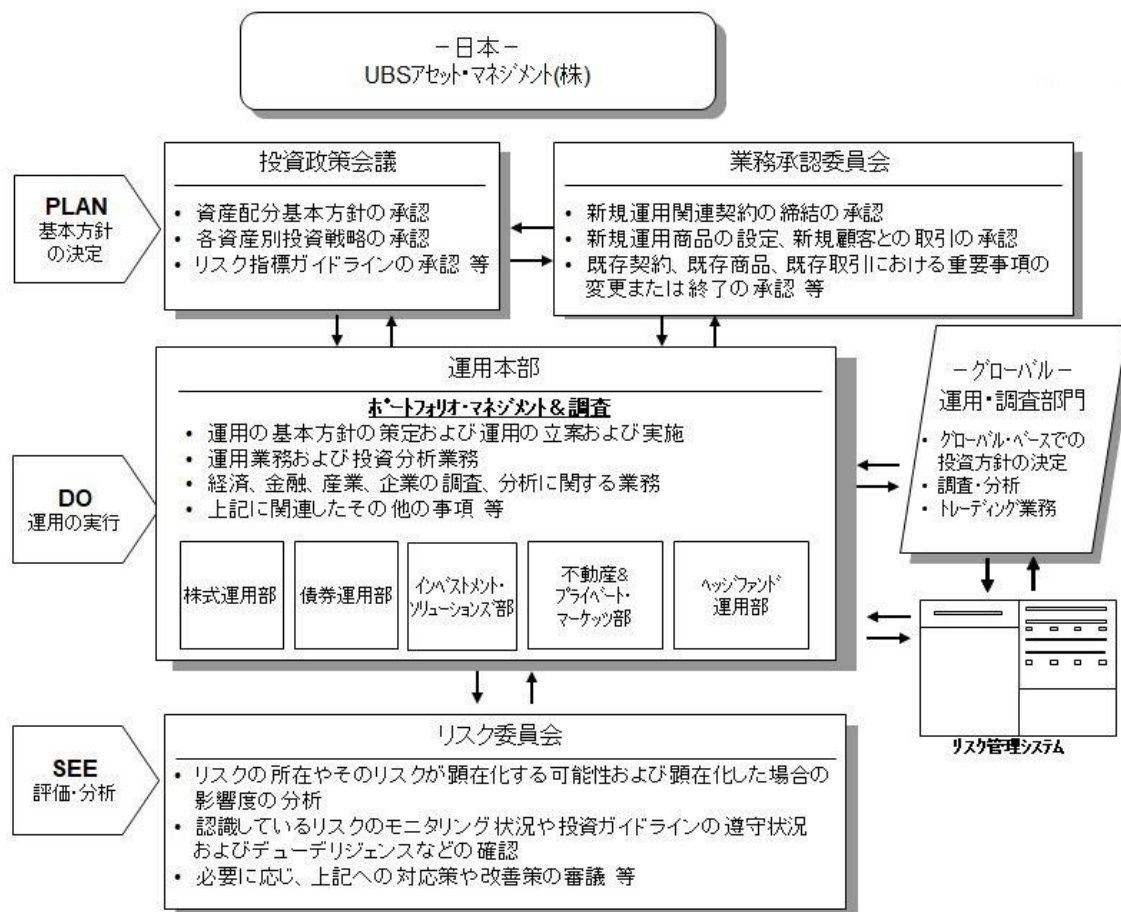
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



※2023年9月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2023 年 9 月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	45	50,098
追加型株式投資信託	74	452,647
合計	119	502,746

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（2023 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 竜二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井 恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月13日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 恵一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)		
		科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳
(資産の部)						
流動資産						
		*1		1,837,119		2,704,703
		*1		87,369		81,110
				916,695		678,328
		*1		1,025,834		912,466
		*1		735,209		749,743
				11,475		15,574
				211,609		-
				272,984		-
				3,577		5,300
			流動資産計	5,101,875		5,147,228
固定資産						
				437,495		408,284
			68,195		55,333	
			349,300		332,950	
			20,000		20,000	
			固定資産計	437,495		408,284
資産合計				5,539,371		5,555,513

期別		前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)	
		科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			63,801		63,740
未払費用	*1		1,510,312		1,420,982
未払消費税			-		53,036
未払法人税等			9,727		173,897
賞与引当金			775,367		714,825
その他			7,176		7,235
		流動負債計	2,366,384		2,433,716
固定負債					
退職給付引当金			2,312		3,521
		固定負債計	2,312		3,521
負債合計			2,368,697		2,437,237
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,170,673		3,118,275
利益剰余金			2,200,000		2,200,000
利益準備金		550,000	970,673	550,000	918,275
その他利益剰余金		420,673		368,275	
繰越利益剰余金		420,673		368,275	
純資産合計			3,170,673		3,118,275
負債・純資産合計			5,539,371		5,555,513

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)	
		科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬				6,326,317	5,102,795
運用受託報酬	*1*2			2,458,945	2,501,320
その他営業収益	*1*3			2,286,865	2,278,670
営業収益計				11,072,128	9,882,785
営業費用					
支払手数料				2,910,158	2,205,766
広告宣伝費				77,812	94,702
調査費				3,584,699	3,293,986
調査費		110,470			85,437
委託調査費	*1	3,474,229			3,208,548
委託計算費				230,341	202,285
営業雑経費				75,098	70,962
通信費		2,210			1,172
印刷費		46,523			42,621
協会費		17,574			13,372
その他	*1	8,790			13,796
営業費用計				6,878,111	5,867,703
一般管理費					
給料				2,555,000	2,392,220
役員報酬		220,107			220,428
給料・手当	*1	1,636,647			1,523,181
賞与		698,245			648,610
交際費				3,225	5,306
旅費交通費				2,276	22,406
租税公課				53,446	56,697
不動産賃借料				297,352	253,903
退職給付費用				156,985	172,439
事務委託費	*1			349,151	399,010
諸経費				55,111	52,433
一般管理費計				3,472,547	3,354,418
営業利益				721,469	660,662
営業外収益					
受取利息		5			6
雑収入		66			2,559
営業外収益計				71	2,566
営業外費用					
支払利息	*1	0			15
為替差損		27,798			9,948
雑損失		1,044			3,381
営業外費用計				28,843	13,346
経常利益				692,697	649,882
税引前当期純利益				692,697	649,882
法人税、住民税及び事業税				231,633	265,271
法人税等調整額				44,600	16,349
当期純利益				416,463	368,261

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050
当期中の変動額						
剰余金の配当			△2,103,840	△2,103,840	△2,103,840	△2,103,840
当期純利益			416,463	416,463	416,463	416,463
当期中の変動額合計			△1,687,376	△1,687,376	△1,687,376	△1,687,376
当期末残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673

当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額						
剰余金の配当			△420,660	△420,660	△420,660	△420,660
当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			△52,398	△52,398	△52,398	△52,398
当期末残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
△1,196 千円	△988 千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投信信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	332,950

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2021 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 12 月 31 日)
現金・預金	955,290	1,715,919
未収入金	5,187	11,544
未収運用受託報酬	7	47
その他未収収益	72,341	14,985
未払費用	60,208	66,311

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日	当事業年度 自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日
運用受託報酬	46	41
支払利息	-	-
営業雑経費 その他	81	-
人件費	-	-
事務委託費	448,826	690,699

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日	当事業年度 自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日
投資助言報酬	43,020	72,151

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 臨時株主総会	普通株式	2,103,840	97,400	2021年3月31日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2022年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	1,837,119	-
未収入金	87,369	-
未収委託者報酬	916,695	-
未収運用受託報酬	1,025,834	-
その他未収収益	735,209	-
未収還付消費税	211,609	-
未収還付法人税等	272,984	-
合計	5,086,822	-

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,704,703	-
未収入金	81,110	-
未収委託者報酬	678,328	-
未収運用受託報酬	912,466	-
その他未収収益	749,743	-
合計	5,126,353	-

(退職給付関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,014,693
勤務費用	109,963
利息費用	2,905
数理計算上の差異の当期発生額	△1,418
退職給付の支払額	△59,865
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,066,278

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,022,108
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の当期発生額	25,836
事業主からの拠出額	138,543
退職給付の支払額	△59,865
年金資産の期末残高	1,132,162

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,066,278
年金資産	△1,132,162
小計	△65,883
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,883
退職給付引当金	2,312
前払年金費用	△68,195
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	109,963
利息費用	2,905
期待運用収益	△5,538
数理計算上の差異の費用処理額	△27,253
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	80,075

(注) 上記の他、特別退職金 50,134 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	40%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.307%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,775千円でありました。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	△49,075
退職給付の支払額	△105,700
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	△90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	△105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,021,872
年金資産	△1,073,684
小計	△51,812
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	△55,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	△6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.301%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	17,100	25,670
減価償却超過額	58,100	71,600
資産除去債務	-	52,300
未払事業税	△7,000	13,200
株式報酬費用	31,800	30,100
退職給付引当金	8,600	0
賞与引当金	237,500	188,681
その他	44,200	3,399
繰延税金資産小計	393,900	384,950
評価性引当額	△41,000	△52,000
繰延税金資産合計	349,300	332,950

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.15%	10.53%
過年度法人税等	△0.52%	0.00%
評価性引当額の増減	5.92%	1.69%
その他	△0.29%	0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.88%	43.33%

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
委託者報酬	6,326,317	5,102,795
運用受託報酬	2,138,397	2,184,783
成功報酬(注)	320,548	316,536
その他営業収益	2,286,865	2,278,670
合計	11,072,128	9,882,785

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,398,375 千円	1,367,519 千円	979,916 千円	4,745,811 千円

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,464,401 千円	1,398,162 千円	927,560 千円	4,790,124 千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	2,273,486 千円	投資運用

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	2,288,845 千円	投資運用

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、世界 50 カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	ユービー エス. エイ. ジー (銀行)	スイ ス・ チュー リッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接 100%	金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加	6,144,950	現金・預金	955,290
							減少	9,460,918		
親 会 社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接 100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	運用受託報酬	46	未収入金	5,187
							事務委託費	473,971		
							不動産関係費 (受取)	81	未払費用	49,216
							事務委託費(受取)	25,144	その他未収収益 未払費用	72,341 10,992

(注) 1. ユービーエス. エイ. ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	109,669 140,947 163,736	その他未収収益 未収入金 未払費用	77,606 16,838 90,629
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	454,327 296,383 86,446	未収入金 その他未収収益 未払費用	14,110 18,294 217,318
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	45,653 186,617 27,735	その他未収収益 未払費用	25,151 35,522
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	129,845 345,368 32,205	未収入金 その他未収収益 未払費用	2,018 37,789 68,130
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	461,466 1,734,464 205,113	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,648 76,167 265,388
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	53,794 648,202 151,120	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,101 40,951 136,410
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	409,469 5,867 140,792	未収入金 その他未収収益 未払費用	640 95,468 4,844
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	3億55百万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費(受取) 不動産関係費(受取)	207,936 32	未収入金	1,816
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	835,133 82,238 3,192	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,007 140,225 16,708
UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	253百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	102,545 379,475 30,803	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,589 81,352 73,089	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	ユービー エス. エイ. ジー (銀行)	スイ ス・ チュー リッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接 100%	金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加	5,082,362	現金・預金	1,715,919
							減少	4,321,733		
親 会 社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接 100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	運用受託報酬 事務委託費	41 543,156	未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	11,544 13,337 61,002
							事務委託費(受取)	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

(注) 1. ユービーエス. エイ. ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	100,380 121,637 184,167	その他未収収益 未収入金 未払費用	98,620 17,142 62,955
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険 料などの立替	その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	1,203 292,155 253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オーストラ リア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	43,348 158,841 22,323	その他未収収益 未払費用	13,714 80,688
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポ ール ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	111,217 405,135 38,286	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	365,326 1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	58,365 683,799 144,935	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	378,535 6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万 米国 ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	885,266 5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	79,131 236,874 68,993	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	146,790円45銭	144,364円60銭
1株当たり当期純利益金額	19,280円72銭	17,049円15銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益 (千円)	416,463	368,261
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	416,463	368,261
普通株式の期中平均株式数 (株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (2023年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,591,589
未収入金			66,055
未収委託者報酬			617,221
未収運用受託報酬			528,856
その他未収収益			628,443
その他			5,263
	流動資産計		4,437,430
固定資産			
投資その他の資産			301,853
前払年金費用		72,053	
繰延税金資産		209,800	
ゴルフ会員権		20,000	
	固定資産計		301,853
資産合計			4,739,283

期別		当中間会計期間末 (2023年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			46,282
未払費用			1,378,587
未払消費税			52,709
未払法人税等			22,459
賞与引当金			235,741
その他			5,888
	流動負債計		1,741,669
固定負債			
退職給付引当金			4,923
	固定負債計		4,923
負債合計			1,746,593
(純資産の部)			
株主資本			2,992,690
資本金			2,200,000
利益剰余金			792,690
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		242,690	
繰越利益剰余金		242,690	
純資産合計			2,992,690
負債・純資産合計			4,739,283

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 自 2023年1月1日 至 2023年6月30日			
		科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬					2,261,126
運用受託報酬					1,184,417
その他営業収益					1,053,260
	営業収益計				4,498,804
営業費用					
支払手数料					949,554
広告宣伝費					12,379
調査費					1,547,562
調査費			60,462		
委託調査費			1,487,100		
委託計算費					101,926
営業雑経費					39,682
通信費			281		
印刷費			27,368		
協会費			5,310		
その他			6,722		
	営業費用計				2,651,104
一般管理費					
給料					1,090,581
役員報酬			99,961		
給料・手当			777,232		
賞与			213,388		
交際費					3,019
旅費交通費					14,104
租税公課					22,196
不動産賃借料					132,332
退職給付費用					101,407
事務委託費					102,924
諸経費					27,181
	一般管理費計				1,493,748
営業利益					353,952
営業外収益					
受取利息				5	
為替差益				12,038	
	営業外収益計				12,044
経常利益					365,996
税引前中間純利益					365,996
法人税、住民税及び事業税					172
法人税等調整額					123,150
中間純利益					242,673

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258
中間純利益			242,673	242,673	242,673	242,673
当中間期変動額合計			△ 125,584	△ 125,584	△ 125,584	△ 125,584
当中間期末残高	2,200,000	550,000	242,690	792,690	2,992,690	2,992,690

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 29 期 中間会計期間						
自 2023 年 1 月 1 日						
至 2023 年 6 月 30 日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式 (株)	21,600	—	—	21,600		
2. 配当に関する事項						
配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 3 月 29 日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	368,258	17,049	2022 年 12 月 31 日	2023 年 3 月 30 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 6 月 30 日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第 29 期 中間会計期間

自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 6 月 30 日

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	2,261,126 千円
運用受託報酬	984,458 千円
成功報酬 (注)	199,958 千円
その他営業収益	1,053,260 千円
合計	4,498,804 千円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報)

第 29 期 中間会計期間

自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 6 月 30 日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
1,163,223 千円	625,970 千円	448,484 千円	2,237,678 千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬 2,261,126 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	1,053,276 千円	投資運用

(注) 委託者報酬 2,261,126 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、世界 50 ヶ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第 29 期 中間会計期間	
自 2023 年 1 月 1 日	
至 2023 年 6 月 30 日	
1株当たり純資産額	138,550 円 48 銭
1株当たり中間純利益金額	11,234 円 88 銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	242,673 千円
普通株式に係る中間純利益	242,673 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

UBS 合併裁定戦略ファンド（SMA 専用）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
U B S 合併裁定戦略ファンド (SMA 専用)
—運用の基本方針—

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国投資信託である MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド（以下「指定外国投資信託」といいます。）および国内投資信託である U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます。）の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国（日本を含みます。）の企業の株式に投資を行います。なお、上場デリバティブ商品等に投資を行うことがあります。
- ② 公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、または買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てることを基本戦略とします。なお、関連する上場デリバティブ商品等を活用することがあります。
- ③ 指定外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とします。なお、指定外国投資信託と指定内国投資信託との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託への投資割合を原則として 90%以上とします。
- ④ 指定外国投資信託において、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。
- ⑤ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ デリバティブ取引の直接利用は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則毎年 9 月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みま

す。)等の全額とします。

- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS 合併裁定戦略ファンド (SMA 専用)
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 19 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

- 第2条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 300 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 9 月 25 日まで、または第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円または1口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ③ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ④ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、もしくはケイマンの銀行の休業日(以下「海外市場の休業日」といいます。)と同日の場合および取得申込日の翌営業日が海外市場の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行いません。

- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主として円建ての外国投資信託である MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジー・リミテッド（以下「指定外国投資信託」といいます。）および国内投資信託である UBS 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます。）の投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取

得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

- 第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

- 第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2020年9月25日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「監査報酬等」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の19の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報

酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）等により、有価証券の売却（投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約の支払いを延期することがあります。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第35条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1円または1口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合および一部解約の実行の請求日の翌営業日が海外市場の休業日と同日の場合には、原則として一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託者が判断したときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、あるいは第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3

項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された

場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第43条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019 年 10 月 11 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

